

こ 成 保 第 7 0 号

令和5年6月 27 日

こ 成 保 第 6 9 4 号

最終改正 令和6 年7 月 11 日

公益財団法人児童育成協会理事長 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長

企業主導型保育事業等の実施について

標記事業の実施については、「企業主導型保育事業等の実施について」(平成 29 年4月 27 日付け府子本第 370 号、雇児第 0427 第2号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)により行われているところであるが、同通知を廃止のうえ、標記事業の実施については、別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」により行うこととし、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

企業主導型保育事業費補助金実施要綱

第1 事業の目的

この補助金は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

第2 事業の内容

1. 企業主導型保育事業

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の 3 第 4 号に定める入所定員をいう。以下単に「利用定員」という。）が 6 人以上のものに限る。）のうち、同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものの設置者が、「第 3」に基づき行う保育事業

2. 企業主導型保育助成事業

実施機関（事業の実施主体としてこども家庭庁から決定を受けた機関をいう。以下同じ。）が行う以下の事業

（1）企業主導型保育事業（運営費）

企業主導型保育事業の実施者（以下「事業実施者」という。）に対し、当該事業に要する経費を助成する事業

（2）企業主導型保育事業（整備費）

事業実施者に対し、企業主導型保育事業を行う施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の整備に要する費用を助成する事業

（3）企業主導型保育事業（施設利用給付費）

事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第 3 の 2 の（3）に規定する児童に係る利用者負担額（第 3 の 4 の（4）①に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）の軽減に要する費用を助成する事業

（4）企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）

事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第 3 の 2 の（3）－ 2 ①又は②に規定する児童に係る利用者負担額の軽減に要する費用を助成する事業

第3 企業主導型保育事業の実施方法等

1. 事業の類型

（1）事業の類型種別

次の①から④までのいずれかの類型により、事業を実施するものとする。

- ① 一般事業主（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 69 条第 1 項に定める一般事業主をいい、一般事業主から構成される団体等（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げるものその他それに類するものをいう。）を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）が、その雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する事業所内保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設のうち、同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするもの（同法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出がなされ、かつ、利用定員が 6 人以上のものに限る。子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に基づく確

認を受けているもの、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けているもの及び地域医療介護総合確保基金の助成を受けているもの並びに市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものを除く。）以下、③において同じ）において、当該乳児又は幼児に対し、保育を行う事業

- ② 保育を実施する者が自ら設置する保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がなされ、かつ、利用定員が 6 人以上のものに限り、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に基づく確認を受けているもの、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けているもの及び地域医療介護総合確保基金の助成を受けているもの並びに市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものを除く。））において、一般事業主と連携して、当該一般事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行うとともに、必要に応じ、その他の乳児若しくは幼児を保育する事業（以下「保育事業者型事業」という。）

なお、保育事業者型事業の事業実施者は、以下のアからウまでに掲げる施設等の 5 年以上の運営実績（保育事業者型事業を実施しようとする時点における直近 5 年間において、以下のアからウまでに掲げるいずれかの施設等を継続して運営していることをいう。）がある者に限る。ただし、令和元年度までに本事業の助成を受けている保育事業者型事業を実施する施設については、従前の取扱いによることができるものとする。

- ア 子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定める教育・保育施設、同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所及び同法第 30 条第 1 項第 4 号に定める特例保育を行う施設
- イ 児童福祉法第 7 条に定める児童福祉施設、同法第 6 条の 3 第 7 項に定める一時預かり事業を行う事業所及び同条第 13 項に定める病児保育事業を行う事業所
- ウ 認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設（企業主導型保育施設を含む。））

- ③ 事業所内保育施設（当該保育施設の設置事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児を保育するために設置する施設）の利用定員に余裕がある場合に、当該余裕部分（以下「空き定員」という。）を活用し、乳児又は幼児（当該保育施設の設置事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児を除く。）を保育する事業

- ④ ①から③までにより難しいもので、実施機関が、当職と協議の上で必要と認めたもの

（2）事業の類型変更

事業実施者において、（1）に定める事業の類型種別を変更する必要がある場合には、当該変更に関する実施機関の承認を必要とする。

2. 事業の内容

（1）利用定員

- ① 事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。なお、事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。

ア 従業員枠

a 自社従業員枠

事業実施者に雇用されている者の監護する児童

（具体的には、以下（i）～（v）に掲げる者に雇用されている者の監護する児童をいう。）

(i) 設置事業者

(ii) 共同設置事業者

(iii) 設置事業者が事業協同組合等の場合、加盟事業者

- (iv) 設置事業者の会社法上の親会社又は子会社
- (v) 共同設置事業者の会社法上の親会社又は子会社)

b 共同利用枠

事業実施者と連携した企業（４．（２）により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。）に雇用されている者の監護する児童

イ 地域枠

ア以外の児童（施設の利用定員の 50%以内。）

- ② 事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く。）は、施設の利用定員の 10%（小数点以下切り上げ。以下同じ。）以上を自社従業員枠の定員（事業実施者が複数の一般事業主から構成されている場合にあっては、施設の利用定員の 10%以上を当該一般事業主のいずれかに雇用されている者の監護する児童に係る定員。）として設けなければならない。
- ③ 事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者及び 1（１）③の類型による事業実施者を除く。）は、自社従業員枠に空き定員がある場合に、当該空き定員を活用して①ア a 以外の児童を受け入れる場合には、施設の利用定員の 10%以上を自社従業員枠の利用児童分として確保しなければならない。
- ④ ①及び③の規定にかかわらず、従業員枠に空き定員がある場合は、以下のアからウまでの全ての要件を満たす場合に限り、施設の利用定員の 50%を超過して①ア以外の児童を受け入れることができるものとする。ただし、事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く。）は、施設の利用定員の 10%以上を自社従業員枠の利用児童分として確保しなければならない。

ア 児童福祉法第 24 条第 3 項に基づく市区町村の利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童の受入れ（保育利用が必要な時期までに、市区町村から入所保留の通知が発行されない事情がある場合には、当該事情が解消されるまでの間に限り、入所保留の通知を受けていない児童の受入れも含む。）であること

イ 原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること

ウ 施設の利用定員の全てを地域枠対象者とししないこと

(2) 対象児童

① 従業員枠を利用する児童

全ての保護者が以下のアからエまでのいずれかの状態にある乳児及び幼児（保護者のいずれかはアの状態にあること。）

ア 事業実施者又は事業実施者と連携した一般事業主に雇用されていること（（１）①ア a (i) ～ (v) に掲げる者に雇用されていることを含む。）

イ 子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げるものに限る。）を受けていること

ウ 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条の 5 第 1 号、第 2 号及び第 9 号に定める事由に該当すると事業実施者が認めること（なお、第 1 号については、「一月において、月を単位に事業実施者が定める時間以上労働することを常態とすること。」と読み替えるものとする。）

エ イ及びウに準じる状態にあると実施機関が認めること（上記に抛り難い特段の事由がある場合に限る。）

② 地域枠を利用する児童

全ての保護者が、以下のアからウまでのいずれかの状態にある乳児及び幼児

ア 一般事業主に雇用されていること

イ 子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げるものに限る。）を受けていること

ウ ア及びイに準じる状態にあると実施機関が認めること（上記に抛り難い特段の事由がある場合に限る。）

（３）企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童

① ３歳から５歳（年度初日の前日における満年齢）

ア 従業員枠を利用する児童

全ての児童

イ 地域枠を利用する児童

（２）②イの認定を受けている児童

② ０歳から２歳（年度初日の前日における満年齢）

ア 従業員枠を利用する児童

従業員枠を利用する児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が保育の提供のあった月の属する年度（保育の提供のあった月が４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（これに準ずる者として、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親である保護者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）である児童

イ 地域枠を利用する児童

（２）②イの認定を受けている児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である児童

（３）－２ 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）の対象児童

以下の①又は②に該当する場合を対象とする。

① 令和 6 年 1 月初日から 9 月末日までの間、（２）の対象となる児童のうち、（３）の対象とならない児童であって、令和 6 年能登半島地震により臨時に休園等をしたことにより、保育施設を欠席した児童（当該児童に対し、当該欠席の日数に応じて、４の（４）①ウに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。）

② 令和 6 年 1 月初日から 9 月末日までの間、令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村に在住している又は在住していた（２）の対象となる児童のうち、（３）の対象とならない児童の保護者であって、当該保護者又は当該保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が当該地震に伴い、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 24 条第 1 項に規定する災害その他の内閣府令で定める特別の事由と同等の事由に該当し、利用者負担額の負担が困難であると実施機関が認めた児童（当該児童に対し、４の（４）①エに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。）

（４）職員

① 企業主導型保育事業を行う施設には、②に規定する保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は（６）の規定により食事を他施設から搬入する場合には、調理員を置かないことができる。

② 保育従事者は、保育士、子育て支援員（「子育て支援員研修事業の実施について（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号）」に規定する子育て支援員（地域保育コースのうち地域型保育の研修を修了した者に限る。）をいう。）その他保育に従事する職員として市町村が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者等とし、保育従事者の数は、次のアからエまでに掲げる年齢（年度初日の前日における満年齢）区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、利用定員 20 人以上の保育事業者型事業を実施する施設の場合、四分の三以上を保育士とする。

また、当該数の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

ア 乳児 おおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人

エ 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

(5) 設備基準

利用定員20人以上の施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育等基準」という。）第43条に定める基準を、また、利用定員19人以下の施設については、家庭的保育等基準第48条により準用する家庭的保育等基準第28条に定める基準を遵守すること。

ただし、家庭的保育等基準に拠り難い特別の事情があると実施機関が認める場合においては、事業実施者と実施機関との間において個別に定める取扱規約によることができる。なお、実施機関は、当該取扱規約を作成する際には、事前に当職に協議することとし、また、当該取扱規約においては、家庭的保育等基準に定める基準に満たない点を補完するため事業実施者が講ずるべき措置等を盛り込むこととする。なお、建築物の用途に関わらず、建築関係法令に定める採光及び換気について認可保育所の基準を準用することが望ましい。

(6) 食事

事業実施者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育等基準第15条の規定に準じて行うこととし、家庭的保育等基準第16条第1項各号に定める要件を満たす場合には、企業主導型保育施設外（満3歳未満の乳幼児に食事の提供を行う場合は、当該事業実施者若しくは関連事業者が運営する企業主導型保育施設、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校に限る。）で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合、調理室の設置に代えて、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設置することができる。

(7) 認可外保育施設指導監督基準

事業実施者は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日付けこ成保第206号成育局長通知）に基づき、当該施設の所在する地方公共団体が定める「認可外保育施設指導監督基準」を遵守しなければならない。

(8) その他の基準

事業実施者は、地方公共団体が定める建築関係条例（用途地域による用途の制限を含む。）その他の関係条例、規則を遵守しなければならない。

3. 助成金の額

助成金の額は、実施機関が「第5の7.」により定める要領（以下「助成要領」という。）により決定するものとする。

4. 実施に当たっての留意事項

(1) 事業実施者は、事業の実施に当たっては、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行わなければならない。また、届け出た事項のうち内閣府令で定めるものに変更等が生じたときは同条第2項の規定に基づく届出を行わなければならない。

(2) 共同利用に当たっての、他の一般事業主との連携

① 事業実施者は、その定員の全部又は一部について、事業実施者以外の一般事業主との間において、当

該一般事業主の被用者の児童に係る定員枠の契約を締結することができることとする。

- ② ①の契約の締結に当たっては、各企業が雇用する労働者の児童が利用できる定員数及び当該定員枠に関する契約企業（①により、設置者と利用定員枠の契約を締結した企業をいう。）の費用負担にかかる取扱いを明確にしなければならない。

（３）「１．（１）③」の類型により事業を実施する場合

空き定員は、事業実施年度の各月初日ごとに、企業主導型保育事業の実施に係る利用定員から入所児童数（事業実施者に雇用されている者の監護する児童に限る。）を減じた数の範囲内で設定することとし、そのうち各月ごとに実際に利用した児童の数をもって、本事業の対象児童数とする。

（４）利用者負担額の設定について

- ① 企業主導型保育施設を利用する児童に係る利用者負担額については、次のアからエに掲げる児童ごとに設定しなければならない。

ア 企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童以外の児童

当該児童に係る利用者負担額については、別紙１に定める基本分単価の総額から別紙４に定める金額（以下「利用者負担相当額」という。）の総額を控除した額が交付されることを踏まえ、具体的な利用者負担額を設定すること。その際、当該利用者負担相当額は利用者負担額の平均的な水準として設定しているものであることから、当該利用者負担相当額を利用者負担額として設定することを原則とし、その水準を必要以上に超えて高額にすることのないようにすること。なお、企業主導型保育事業は、従業員等に対する福利厚生等の側面があることを踏まえ、企業の負担により利用者負担を引き下げることが可能であること、また同様に従業員枠と地域枠との間で利用者負担に差を設けることは可能であるが、差異の程度については社会通念上合理的と考えられる範囲に収めること。

イ 企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童

当該児童に係る利用者負担額については、企業主導型保育事業（施設利用給付費）として利用者負担相当額が交付されることを踏まえ、アに掲げる児童に係る利用者負担額から、利用者負担相当額を減じた額（当該額が０円を下回る場合には、０円。）を利用者負担額として設定すること。

ウ 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）のうち２．（３）－２①の対象児童

当該児童に係る利用者負担額については、企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費のうち２．（３）－２①）として以下の計算式に基づき算出された額が交付されることを踏まえ、アに掲げる児童に係る利用者負担額から、当該算出された額以上の額を減じた額（当該額が０円を下回る場合には、０円。）を設定すること。

<計算式>

i 週７日開所施設

別紙４に掲げた年齢区分ごとの利用者負担相当額
× ２の（３）－２①に規定する事由により欠席した日数 ÷ 30 日

ii 週６日開所施設

別紙４に掲げた年齢区分ごとの利用者負担相当額
× ２の（３）－２①に規定する事由により欠席した日数 ÷ 25 日

iii 週６日未満開所施設

別紙４に掲げた年齢区分ごとの利用者負担相当額
× ２の（３）－２①に規定する事由により欠席した日数 ÷ 20 日

※ i から iii のいずれの計算式においても、アに掲げる児童に係る利用者負担額を上限とする。

※ 計算式における２の（３）－２①に規定する事由により欠席した日数が i において 30 日、ii において 25 日、iii において 20 日を超える場合は、当該日数を上限とする。

エ 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）のうち2.（3）－2②の対象児童

当該児童に係る利用者負担額については、企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費のうち2.（3）－2②）として利用者負担相当額が交付されることを踏まえ、アに掲げる児童に係る利用者負担額から、利用者負担相当額を減じた額（当該額が0円を下回る場合には、0円。）を利用者負担額として設定すること。

② ①により支払を受ける額のほか、保育の提供に当たって、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該保育に要する費用として見込まれるものの額と利用者負担相当額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができる。

③ ①、②の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用について保護者から実費を徴収することができる。

ア 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用

イ 保育等に係る行事への参加に要する費用

ウ 3歳以上の児童の食事の提供に係る費用

エ 企業主導型保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

オ アからエまでに掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

④ ②又は③に定める金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び金額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、③の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

⑤ 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）の助成を受ける施設においては、当該施設における2の（3）－2に規定する事由による利用者負担額の軽減内容について、確実に利用者に対して周知しなければならない。

（5）市町村との連携について

事業実施者は都道府県に対して児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出を行った際、市町村に対しても当該届出の写しを送付しなければならない。また、事業を実施するに当たっては、市町村と連携し、相互に協力するものとする。

（6）業務の質の評価等

事業実施者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。また、運営上、必要と認めるときは、国及び実施機関による助言及び指導に応じなければならない。

（7）苦情への対応

事業実施者は、その施設を利用している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（8）保育の実施及び事故の発生時の対応等

事業実施者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）において規定される保育計画の作成など基本原則に関する事項等を踏まえ、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するとともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会作成）」を参考に、事故の発生防止等のための取組を行うこととし、また万が一事故が発生した場合には「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者、

地方自治体共通～（平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会作成）」を参考に適切な対応を行うとともに、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号・26 初幼教第 30 号・雇児保発 0216 第 1 号）」に基づき、都道府県へ報告を行うことに加えて、実施機関へも併せて報告を行わなければならない。なお、必ず施設賠償責任保険及び傷害保険等（無過失保険）に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。また、傷害保険等（無過失保険）については、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付制度又はこれと同等以上の給付水準の保険に加入しなければならない。

（9）利用者への情報提供等

事業実施者は、本事業を実施するにあたって、当該施設で提供する保育サービスの内容を明確にするとともに、当該施設利用者に対して情報を提供するように、努めなければならない。

（10）個人情報の取り扱い

事業実施者は、事業を実施する上で取得した当該施設利用者及び職員等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を踏まえて適切に取扱うこと。また、取得した個人情報を事業目的以外に実施機関等の第三者に提供する必要がある場合には、その目的を明らかにし、同意を得なければならない。

（11）指導・監査、研修、相談支援等業務への対応

事業実施者（保育施設の運営委託を受けた事業者を含む。）は、国及び国の委託を受けた事業者が実施する指導・監査、研修、相談支援等業務について協力しなければならない。実施機関は、当該業務の結果に基づき、必要と認めるときには、事業実施者に対し、指導又は勧告を行わなければならない。

（12）助成決定の取消し

実施機関は、事業実施者が以下の①から③までのいずれかに該当する場合であって、必要と認めるときには、助成決定の取消しを行うものとする。

- ① 助成申込等において不正を行った事実が判明した場合
- ② 実施要綱又は助成要領等の定めに違反した場合
- ③ 指導又は勧告を受けても改善が見られない場合

（13）保育施設の運営委託等の取扱い

企業主導型保育事業において、一般事業主が保育施設の運営を委託することができる保育事業者は、1.

（1）②においてアからウまでに掲げる施設等の 5 年以上の運営実績（委託時点における直近 5 年間において、当該アからウまでに掲げるいずれかの施設等を継続して運営しているものをいう。）がある者に限る。ただし、令和元年度までに本事業の助成を受けている施設が保育施設の運営を委託している保育事業者については、従前の取扱いによることができるものとする。この場合において、当該施設が保育施設の運営を委託する保育事業者を変更しようとする場合には、この限りではない。また、一般事業主から委託を受けた保育事業者や保育事業者設置型事業の実施者は、自ら雇用した保育従事者により、児童に対する保育を実施すること。ただし、保育従事者に急な欠員が生じる等の一時的な場合に派遣等を活用することについては、この限りでない。

第 4 企業主導型保育助成事業（整備費）の取扱いについて

1. 実施主体

実施主体は、企業主導型保育事業を実施しようとする一般事業主等（第 3 の 1. （1）①及び②の規定により、事業の実施を行おうとする一般事業主等に限る。）とする。

2. 助成対象

- 1. に定める実施主体が、企業主導型保育施設（第 3 の 2. （4）、（5）及び（6）に定める基準を満たすもの

に限る。)を整備するために必要な費用を対象とする。

ただし、当該整備について、国、地方公共団体及び他の公的機関からの補助又は助成を受ける場合は本事業の対象外とする。なお、本事業により助成を受けた一般事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行わなければならない。

3. 整備の内容

この事業の対象となる整備の区分は、次によるものとする。

(1) 創設

新たに企業主導型保育施設を整備すること。

(2) 増築

既存建物の現在定員の増員を図るための整備をすること。

(3) 増改築

既存建物の現在定員の増員を図るための整備をするとともに、既存建物の改築整備（一部改築を含む。）をすること。

(4) 改築

既存建物の現在定員の増員を行わないで改築（一部改築を含む。）整備を行うこと。

4. 助成金の額

助成金の額及び対象経費は、助成要領等により決定するものとする。ただし、次に掲げる費用については助成の対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(3) 職員の宿舎に要する費用

(4) その他整備費として適当と認められない費用

第5 企業主導型保育助成事業の実施方法

1. 実施主体

実施主体は、実施機関とする。なお、実施機関は、事業目的を達成するために必要があると認めるときは、子ども家庭庁と協議の上、事業の一部について、事業を適切に実施出来る者に委託することができる。

2. 実施機関の要件

実施機関は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- ① 法人格を有すること。なお、複数の法人が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人としなければならない。
- ② 助成事業を的確に遂行するに足る組織、人員を有していること。特に、危機管理の観点から、代表権を持つ者が2人以上いること（地方公共団体の場合を除く）。
- ③ 助成事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。健全な財政基盤を有することを証するため、直近の年度の帳簿や資金運用について公認会計士や会計監査法人から監査を受けていること。
- ④ 実施機関又は実施機関の関連機関が、平成 28 年4月以降事業実施者でない又は事業実施者に対してコンサルティング業務その他企業主導型保育事業の適正な実施に支障をきたすおそれがある業務（国が行う補助事業及び委託事業に関するものを除く）を実施していないこと。なお、関連機関とは、100%同一の資本に

属するグループ企業又は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社、子会社及び関連会社並びに実施機関が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を指す。

- ⑤ 助成事業に必要な以下の設備を用意し運用できること。以下の設備は実施機関が自ら購入せず外部のサービスを利用することでも差し支えないが、いずれの場合も国内法が適用できる範囲となるよう注意すること。

ア 企業主導型保育事業に係る通知等を公開し、過去の通知等についても参照することができるポータルサイト及びポータルサイトを運営するためのサーバー等の機器設備。

イ 企業主導型保育事業の対象となる事業実施者から整備費、運営費及び施設利用給付費の助成申請を受け付けるためのシステム等（以下「公金管理システム」という。）及び公金管理システムを管理・運営するためのサーバー等の機器設備。

ウ ア及びイで取得する情報を蓄積するためのデータベース、データベースへの情報の入出力及び任意の加工を行うためのソフトウェア、これらを管理・運用するための機械機器等の設備。

エ ア及びイをインターネット上で公開するためのサーバー等の機器設備、通信回線及び通信回線に接続するための機器等。

（アからエまでのサーバー等の機器設備は、企業主導型保育事業の申請等情報等について 5 年分以上の蓄積が可能であり、短時間で必要な情報が検索できる性能を有するとともに、実施要綱、助成要領等の制度改正等に併せ、様々な修正に柔軟に対応できる制度設計とすること。また、実施機関が保有することとなる申請者からの書類等には、事業実施者に関する機密情報や個人情報が含まれることに留意し、第三者によるデータコピーや持ち出し、盗み見、破壊、改ざんが行われないよう、データの暗号化や参照権限の設定等のセキュリティ対策を行うこと。さらに、助成事業の申請期間等の繁忙期にアクセスが集中してもサービス停止等の不利益が生じることのないよう処理性能、通信回線の容量等に留意するとともに、繁忙期にサービスが停止した場合でも、早急にサービスを再開することを可能とする契約を締結すること（事前にポータルサイト上で停止の予告を行うことが可能な計画的なサービス停止についてはこの限りではない。）。）

- ⑥ 暴力団、暴力団員その他これに準ずる社会的勢力及び団体（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。

3. 実施要件

- （1）実施機関は、以下の実施期間において助成事業を実施すること。

令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月末までの 5 か年（ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではない。）。ただし、こども家庭庁が設置する「企業主導型保育事業点検・評価委員会」において、毎年度こども家庭庁に対し報告する当年度の中間及び年間の事業実施状況の進捗並びにこども家庭庁の求めに応じ随時行う報告の内容等から事業の円滑な遂行が困難と判断された場合はその限りではない。

- （2）実施機関は、必要に応じてこども家庭庁と協議の上、以下の業務を実施すること。

① 事業実施者への助成事務

整備費、運営費及び施設利用給付費に関する助成要領等に基づき、事業実施者との間の整備費、運営費及び施設利用給付費に関する助成手続（申請受付、助成決定（助成決定に係る審査）、助成決定の結果通知（助成決定を行わない場合、その理由も通知すること）、交付（運営費及び施設利用給付費については毎月末に概算払いし、翌々月末に精算払いすること。また、事業実施者に対し区分経理及び助成金を受領するための専用口座の設置を求めること）、事業完了報告の徴収及び当該報告を行わない事業実施者や、整備に係る助成決定を受けた施設において、一定の期間経過後、合理的な理由なく施設の運営を開始しない事業実施者に対する措置（助成決定取消しの実績のある事業実施者に対する措置を含む。）、助成金額の確定、その他事業実施者からの各種報告の受付）を行うこと。その際、事業実

施者等からの助成事務に関する問い合わせ等については適切に対応する等、適正な助成事務が実施できる体制を整備すること。

② 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分に関する業務

事業実施者に対し、助成事業の助成を受けて取得し、又は効用の増加した財産についての処分制限期間においては承認を受けずに処分してはならないなどの周知等を行うこと。また、取得等した財産を処分する申請を受けた場合には、助成金の返還などの条件を確認し、必要な場合には審査委員会を開催して、こども家庭庁の承認を得ること。さらに、事業実施者から財産処分の完了報告を受けた場合には、内容確認の上、こども家庭庁へ報告すること。

③ 地方公共団体との連携

実施機関から都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市への助成決定や運営状況等の情報を提供する等、地方公共団体との連携を十分に行うこと。

④ こども家庭庁への報告業務

助成事務の実施内容について、別途定める交付要綱に基づく実績報告のほか、各年度の企業主導型保育事業に関する情報（助成決定状況（保育施設所在地、保育施設名、運営開始月、設置事業者、運営事業者、設置類型、助成決定額等）、各施設及び事業全体の定員充足状況、助成の取消し・休止等の状況等をいう。以下同じ。）についてこども家庭庁へ毎年度、とりまとめ報告及び中間的な報告を行うとともに、こども家庭庁の求めがあった場合やこども家庭庁に報告が必要な事態が発生した場合には、随時必要な報告を行うこと。また、緊急時の対応のため、こども家庭庁が必要と認めるときは、事業実施者を含めて夜間・休日等にかかわらず必要な対応を行うことができる体制を整えておくこと。

⑤ 情報公開業務

各年度の企業主導型保育事業に関する情報を実施機関のポータルサイトから公開すること。その際、利用者が各施設に関する情報を確認しやすいよう公開方法等を工夫すること。

⑥ 情報セキュリティに関する業務

業務を実施する上で取得した個人情報等について、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて適切に取扱い、情報の漏えいや改ざん等の事故が発生しないよう、実施機関により規則を定め、本業務における責任者が担当者や外部委託先等を管理・指導する体制や、物理的・論理的なセキュリティ対策を整備・運用すること。

⑦ 助成事務に関する会計業務

企業主導型保育助成事業についての特別会計を設け、経理処理を行うこと。

⑧ 助成金の返還に関する債権管理

助成金の返還義務が生じ、期限までに事業実施者から返還されない場合に、返還に向けての必要な措置を講ずること。

⑨ 助成事務に関する訴訟等対応業務

弁護士との契約など企業主導型保育助成事業についての訴訟等に対応できる体制を設け、訴訟等への対応を行うこと。

⑩ その他

実施機関は、上記①から⑨までの業務の実施を通じた業務運用改善の具体的方法を検討するとともに、これらを可能とする具体的な体制を構築すること。また、こども家庭庁と定期的に打合せを実施し、緊密な意思疎通を行うこと。

4. 助成金の額

企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金の額は別紙1から別紙4まで、別紙6及び別紙8から別紙10まで、企業主導型保育事業（整備費）に係る助成金の額は別紙5及び別紙6、また企業主導型保育事業（施設利用

給付費）及び企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）に係る助成金の額は別紙 4 の補助単価等により算定するものとする。

5. 助成金交付の条件

実施機関は、助成を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条等の規定を参考に、助成の条件を付さなければならない。

6. 助成の方法等

（1）実施機関は、助成を行うときは、7 により定める助成要領によるものとする。

（2）助成金の交付に対する手続きについては、助成要領によるものとする。

7. 助成要領

実施機関は、事前に当職と協議の上、本事業を実施するために必要な要領を別に定めるものとする。

第 6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、事前に当職と協議の上、別途定めるものとする。

(別紙1)

①基本分単価

(1日11時間開所の事業所(中小企業事業主(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業及びこれに相当するものとして実施機関が定めるものをいう。以下同じ。))が設置する事業所)の場合)

(単価:円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日11時間開所、週6日開所の場合			1日11時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	166,010	156,610	153,970	199,210	187,940	184,750
		3歳児	175,160	164,610	160,820	210,190	197,530	192,990
		1、2歳児	247,960	229,230	217,400	297,550	275,070	260,870
		乳児	339,870	309,570	286,490	407,840	371,470	343,780
	13人 ～19人	4歳以上児	112,500	105,800	101,550	135,000	126,960	121,860
		3歳児	121,650	113,800	108,410	145,990	136,560	130,090
		1、2歳児	194,450	178,410	164,980	233,350	214,090	197,970
		乳児	286,360	258,740	234,070	343,640	310,500	280,890
	20人 ～30人	4歳以上児	103,430	101,420	97,570	124,110	121,690	117,070
		3歳児	112,590	109,410	104,420	135,100	131,280	125,310
		1、2歳児	185,390	174,010	160,990	222,450	208,820	193,190
		乳児	277,290	254,350	230,080	332,760	305,220	276,100
	31人 ～40人	4歳以上児	82,740	79,740	76,130	99,300	95,690	91,370
		3歳児	91,900	87,740	83,000	110,280	105,290	99,590
		1、2歳児	164,700	152,350	139,560	197,640	182,810	167,470
		乳児	256,620	232,680	208,660	307,930	279,210	250,390
	41人 ～50人	4歳以上児	79,930	76,920	73,730	95,930	92,300	88,470
		3歳児	89,090	84,920	80,590	106,910	101,890	96,700
		1、2歳児	161,880	149,530	137,150	194,270	179,430	164,590
		乳児	253,810	229,850	206,250	304,550	275,830	247,500
	51人 ～60人	4歳以上児	69,990	67,090	64,220	83,990	80,510	77,060
		3歳児	79,150	75,070	71,080	94,970	90,100	85,290
		1、2歳児	151,940	139,700	127,650	182,320	167,630	153,180
		乳児	243,850	220,030	196,740	292,620	264,040	236,090
	61人～	4歳以上児	63,010	60,180	57,410	75,610	72,210	68,880
		3歳児	72,160	68,180	64,260	86,600	81,810	77,120
		1、2歳児	144,960	132,780	120,840	173,950	159,340	144,990
		乳児	236,870	213,120	189,920	284,250	255,750	227,910
16/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	162,180	153,260	150,700	194,610	183,920	180,830
		3歳児	171,340	161,070	157,430	205,580	193,280	188,920
		1、2歳児	243,890	224,280	213,050	292,670	269,120	255,670
		乳児	335,450	302,540	280,800	402,550	363,060	336,970
		4歳以上児	109,770	103,520	99,480	131,720	124,220	119,370

	13 人 ～19 人	3 歳児		118, 920	111, 320	106, 200		142, 710	133, 600	127, 450
		1、2 歳児		191, 480	174, 540	161, 820		229, 780	209, 450	194, 190
		乳児		283, 040	252, 810	229, 580		339, 650	303, 370	275, 490
	20 人 ～30 人	4 歳以上児		100, 470	98, 630	95, 060		120, 560	118, 350	114, 070
		3 歳児		109, 620	106, 440	101, 790		131, 550	127, 730	122, 150
		1、2 歳児		182, 180	169, 650	157, 410		218, 620	203, 570	188, 890
		乳児		273, 740	247, 920	225, 170		328, 480	297, 500	270, 200
	31 人 ～40 人	4 歳以上児		80, 440	77, 580	74, 250		96, 540	93, 090	89, 090
		3 歳児		89, 600	85, 390	80, 970		107, 510	102, 470	97, 170
		1、2 歳児		162, 160	148, 600	136, 590		194, 590	178, 300	163, 910
		乳児		253, 720	226, 870	204, 350		304, 460	272, 230	245, 210
	41 人 ～50 人	4 歳以上児		77, 700	74, 820	71, 780		93, 230	89, 780	86, 130
		3 歳児		86, 850	82, 630	78, 510		104, 210	99, 150	94, 220
		1、2 歳児		159, 410	145, 830	134, 130		191, 290	174, 990	160, 950
		乳児		250, 960	224, 110	201, 890		301, 160	268, 920	242, 260
	51 人 ～60 人	4 歳以上児		68, 110	65, 350	62, 640		81, 730	78, 420	75, 150
		3 歳児		77, 270	73, 150	69, 370		92, 730	87, 790	83, 230
		1、2 歳児		149, 820	136, 370	124, 980		179, 800	163, 640	149, 980
		乳児		241, 390	214, 640	192, 740		289, 670	257, 570	231, 280
	61 人～	4 歳以上児		61, 310	58, 620	55, 990		73, 570	70, 360	67, 180
		3 歳児		70, 460	66, 430	62, 720		84, 550	79, 730	75, 270
		1、2 歳児		143, 020	129, 650	118, 340		171, 620	155, 570	142, 000
		乳児		234, 580	207, 910	186, 090		281, 500	249, 490	223, 310
15/100 地域	6 人～12 人	4 歳以上児		161, 190	152, 390	149, 850		193, 420	182, 870	179, 830
		3 歳児		169, 920	160, 160	156, 550		203, 900	192, 190	187, 870
		1、2 歳児		240, 310	222, 930	211, 970		288, 370	267, 510	254, 350
		乳児		328, 780	300, 740	279, 300		394, 540	360, 880	335, 170
	13 人 ～19 人	4 歳以上児		109, 180	102, 890	98, 900		131, 010	123, 460	118, 680
		3 歳児		117, 910	110, 670	105, 600		141, 470	132, 790	126, 720
		1、2 歳児		188, 300	173, 430	161, 020		225, 950	208, 110	193, 220
		乳児		276, 770	251, 240	228, 340		332, 120	301, 490	274, 010
	20 人 ～30 人	4 歳以上児		99, 710	98, 030	94, 380		119, 640	117, 630	113, 260
		3 歳児		108, 430	105, 800	101, 080		130, 120	126, 960	121, 300
		1、2 歳児		178, 830	168, 560	156, 490		214, 600	202, 280	187, 790
		乳児		267, 310	246, 360	223, 830		320, 750	295, 640	268, 590
	31 人 ～40 人	4 歳以上児		79, 810	76, 980	73, 680		95, 760	92, 370	88, 420
		3 歳児		88, 540	84, 750	80, 380		106, 260	101, 690	96, 450
		1、2 歳児		158, 930	147, 530	135, 800		190, 730	177, 010	162, 960
		乳児		247, 410	225, 320	203, 120		296, 890	270, 390	243, 750
	41 人 ～50 人	4 歳以上児		77, 190	74, 350	71, 360		92, 610	89, 210	85, 620
		3 歳児		85, 920	82, 110	78, 050		103, 100	98, 540	93, 670

12/100 地域	51 人 ～60 人	1、2 歳児	156,320	144,880	133,470	187,580	173,860	160,160	
		乳児	244,780	222,690	200,800	293,740	267,240	240,950	
		4 歳以上児	67,550	64,820	62,140	81,060	77,780	74,560	
		3 歳児	76,280	72,590	68,840	91,530	87,110	82,610	
		1、2 歳児	146,670	135,370	124,250	176,010	162,420	149,100	
		乳児	235,140	213,170	191,590	282,160	255,810	229,900	
		61 人～	4 歳以上児	60,800	58,150	55,540	72,970	69,770	66,650
			3 歳児	69,530	65,910	62,250	83,440	79,110	74,690
	1、2 歳児		139,920	128,690	117,650	167,910	154,420	141,190	
	乳児		228,390	206,500	184,990	274,080	247,790	221,980	
	12/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	158,230	149,900	147,440	189,870	179,870	176,920
			3 歳児	166,770	157,400	154,050	200,120	188,880	184,870
			1、2 歳児	235,760	219,230	208,710	282,920	263,070	250,450
			乳児	322,140	295,530	275,020	386,570	354,640	330,010
		13 人 ～19 人	4 歳以上児	107,150	101,130	97,390	128,590	121,350	116,870
			3 歳児	115,700	108,640	104,010	138,840	130,360	124,810
1、2 歳児			184,680	170,460	158,670	221,610	204,550	190,390	
乳児			271,060	246,760	224,970	325,270	296,110	269,960	
20 人 ～30 人		4 歳以上児	97,530	95,960	92,440	117,020	115,150	110,930	
		3 歳児	106,050	103,460	99,060	127,270	124,160	118,870	
		1、2 歳児	175,050	165,280	153,700	210,060	198,330	184,450	
		乳児	261,430	241,590	220,010	313,700	289,910	264,020	
31 人 ～40 人		4 歳以上児	78,150	75,420	72,230	93,770	90,490	86,680	
		3 歳児	86,670	82,910	78,850	104,010	99,510	94,630	
		1、2 歳児	155,660	144,740	133,500	186,800	173,690	160,200	
		乳児	242,040	221,040	199,820	290,450	265,250	239,780	
41 人 ～50 人		4 歳以上児	75,430	72,830	69,950	90,520	87,390	83,940	
		3 歳児	83,980	80,320	76,560	100,760	96,390	91,870	
		1、2 歳児	152,960	142,150	131,210	183,560	170,580	157,450	
		乳児	239,340	218,460	197,520	287,210	262,160	237,020	
51 人 ～60 人		4 歳以上児	66,110	63,480	60,910	79,340	76,190	73,100	
		3 歳児	74,650	70,990	67,530	89,590	85,190	81,040	
		1、2 歳児	143,650	132,810	122,180	172,380	159,370	146,620	
		乳児	230,020	209,120	188,490	276,040	250,950	226,190	
61 人～		4 歳以上児	59,500	56,960	54,450	71,410	68,350	65,330	
		3 歳児	68,040	64,450	61,060	81,640	77,360	73,280	
		1、2 歳児	137,030	126,280	115,710	164,430	151,530	138,860	
		乳児	223,400	202,590	182,020	268,080	243,110	218,430	
10/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	156,270	148,150	145,740	187,520	177,780	174,890	
		3 歳児	164,680	155,560	152,300	197,620	186,690	182,750	
		1、2 歳児	232,680	216,630	206,520	279,210	259,960	247,820	

			乳児	317, 710	291, 910	272, 120	381, 250	350, 290	326, 530
		13 人 ～19 人	4歳以上児	105, 860	99, 990	96, 360	127, 020	119, 990	115, 630
			3歳児	114, 280	107, 410	102, 920	137, 130	128, 900	123, 500
			1、2歳児	182, 280	168, 470	157, 140	218, 750	202, 160	188, 560
			乳児	267, 310	243, 740	222, 730	320, 750	292, 500	267, 280
		20 人 ～30 人	4歳以上児	96, 100	94, 500	91, 190	115, 310	113, 400	109, 420
			3歳児	104, 510	101, 920	97, 750	125, 420	122, 310	117, 290
			1、2歳児	172, 520	162, 990	151, 970	207, 010	195, 570	182, 360
			乳児	257, 540	238, 260	217, 560	309, 050	285, 910	261, 080
		31 人 ～40 人	4歳以上児	76, 970	74, 330	71, 220	92, 380	89, 180	85, 470
			3歳児	85, 410	81, 740	77, 790	102, 480	98, 100	93, 340
			1、2歳児	153, 400	142, 800	132, 010	184, 080	171, 360	158, 410
			乳児	238, 420	218, 070	197, 600	286, 100	261, 690	237, 110
		41 人 ～50 人	4歳以上児	74, 320	71, 780	68, 970	89, 180	86, 130	82, 760
			3歳児	82, 730	79, 190	75, 520	99, 280	95, 030	90, 620
			1、2歳児	150, 740	140, 260	129, 750	180, 880	168, 310	155, 700
			乳児	235, 760	215, 530	195, 340	282, 920	258, 630	234, 400
		51 人 ～60 人	4歳以上児	65, 120	62, 570	60, 180	78, 150	75, 070	72, 210
			3歳児	73, 540	69, 980	66, 730	88, 240	83, 990	80, 090
			1、2歳児	141, 530	131, 050	120, 960	169, 850	157, 250	145, 150
			乳児	226, 570	206, 320	186, 550	271, 880	247, 590	223, 860
		61 人～	4歳以上児	58, 590	56, 110	53, 790	70, 310	67, 330	64, 560
			3歳児	67, 020	63, 520	60, 350	80, 420	76, 230	72, 420
			1、2歳児	135, 020	124, 580	114, 580	162, 030	149, 490	137, 490
			乳児	220, 030	199, 860	180, 170	264, 050	239, 830	216, 200
6/100 地域		6 人 ～12 人	4歳以上児	152, 430	144, 790	142, 470	182, 920	173, 760	170, 960
			3歳児	160, 610	152, 030	148, 790	192, 730	182, 420	178, 550
			1、2歳児	226, 640	211, 680	202, 160	271, 960	254, 010	242, 600
			乳児	308, 840	284, 890	266, 430	370, 610	341, 870	319, 710
		13 人 ～19 人	4歳以上児	103, 130	97, 720	94, 280	123, 760	117, 260	113, 140
			3歳児	111, 300	104, 950	100, 600	133, 560	125, 940	120, 710
			1、2歳児	177, 330	164, 600	153, 980	212, 800	197, 520	184, 770
			乳児	259, 540	237, 820	218, 250	311, 450	285, 380	261, 900
		20 人 ～30 人	4歳以上児	93, 150	91, 850	88, 680	111, 780	110, 210	106, 420
			3歳児	101, 310	99, 080	95, 000	121, 580	118, 890	114, 010
			1、2歳児	167, 360	158, 720	148, 380	200, 830	190, 460	178, 060
			乳児	249, 550	231, 940	212, 640	299, 460	278, 320	255, 170
		31 人 ～40 人	4歳以上児	74, 660	72, 150	69, 230	89, 600	86, 590	83, 070
			3歳児	82, 840	79, 380	75, 540	99, 390	95, 270	90, 640
			1、2歳児	148, 860	139, 040	128, 920	178, 650	166, 850	154, 700
			乳児	231, 070	212, 250	193, 190	277, 280	254, 720	231, 830

	41 人 ～50 人	4 歳以上児	72,060	69,670	67,020	86,480	83,610	80,420
		3 歳児	80,240	76,900	73,330	96,280	92,280	88,000
		1、2 歳児	146,260	136,560	126,710	175,520	163,860	152,050
		乳児	228,470	209,770	190,970	274,160	251,730	229,160
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	63,130	60,840	58,460	75,760	73,000	70,150
		3 歳児	71,300	68,070	64,780	85,560	81,680	77,730
		1、2 歳児	137,330	127,720	118,150	164,800	153,260	141,790
		乳児	219,530	200,930	182,420	263,440	241,120	218,900
	61 人～	4 歳以上児	56,900	54,550	52,250	68,270	65,460	62,700
		3 歳児	65,070	61,780	58,570	78,070	74,130	70,270
		1、2 歳児	131,100	121,440	111,940	157,320	145,730	134,330
		乳児	213,300	194,650	176,210	255,960	233,580	211,460
3/100 地域	6 人～12 人	4 歳以上児	149,480	142,310	140,060	179,360	170,770	168,070
		3 歳児	157,460	149,400	146,280	188,950	179,270	175,540
		1、2 歳児	221,960	207,970	198,910	266,350	249,580	238,690
		乳児	302,190	279,580	262,150	362,620	335,480	314,580
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	101,230	96,080	92,790	121,480	115,280	111,350
		3 歳児	109,220	103,170	99,020	131,060	123,810	118,810
		1、2 歳児	173,720	161,740	151,640	208,450	194,100	181,970
		乳児	253,940	233,350	214,890	304,730	280,000	257,850
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	90,950	89,780	86,740	109,140	107,740	104,090
		3 歳児	98,940	96,860	92,970	118,720	116,230	111,570
		1、2 歳児	163,430	155,440	145,600	196,120	186,520	174,720
		乳児	243,660	227,050	208,840	292,390	272,450	250,610
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	72,870	70,590	67,770	87,450	84,710	81,320
		3 歳児	80,860	77,690	74,000	97,030	93,230	88,810
		1、2 歳児	145,360	136,260	126,630	174,420	163,520	151,950
		乳児	225,590	207,860	189,870	270,700	249,420	227,840
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	70,440	68,030	65,600	84,530	81,650	78,720
		3 歳児	78,420	75,120	71,830	94,110	90,150	86,190
		1、2 歳児	142,920	133,700	124,450	171,510	160,440	149,340
		乳児	223,160	205,310	187,700	267,790	246,350	225,230
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	61,690	59,380	57,230	74,020	71,260	68,670
		3 歳児	69,660	66,480	63,450	83,600	79,770	76,150
		1、2 歳児	134,160	125,050	116,080	161,000	150,070	139,290
		乳児	214,400	196,650	179,320	257,280	235,970	215,180
	61 人～	4 歳以上児	55,480	53,360	51,160	66,570	64,040	61,390
		3 歳児	63,460	60,450	57,390	76,170	72,540	68,870
		1、2 歳児	127,960	119,030	110,000	153,550	142,830	132,010
		乳児	208,190	190,630	173,250	249,830	228,740	207,900
その他地域		4 歳以上児	146,630	139,810	137,630	175,950	167,760	165,160

	6 人 ～12 人	3 歳児	154, 430	146, 760	143, 770	185, 320	176, 120	172, 520
		1、2 歳児	217, 520	204, 260	195, 640	261, 030	245, 110	234, 770
		乳児	295, 540	274, 240	257, 970	354, 650	329, 090	309, 570
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	99, 210	94, 310	91, 180	119, 050	113, 170	109, 410
		3 歳児	107, 010	101, 270	97, 310	128, 410	121, 510	116, 770
		1、2 歳児	170, 100	158, 750	149, 180	204, 120	190, 500	179, 020
		乳児	248, 120	228, 740	211, 510	297, 730	274, 510	253, 810
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	88, 770	87, 720	84, 810	106, 510	105, 270	101, 780
		3 歳児	96, 560	94, 670	90, 960	115, 870	113, 620	109, 150
		1、2 歳児	159, 660	152, 160	142, 820	191, 580	182, 600	171, 390
		乳児	237, 670	222, 160	205, 160	285, 200	266, 580	246, 180
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	71, 080	68, 910	66, 210	85, 290	82, 690	79, 450
		3 歳児	78, 880	75, 860	72, 360	94, 650	91, 040	86, 830
		1、2 歳児	141, 970	133, 350	124, 220	170, 370	160, 020	149, 060
		乳児	219, 990	203, 350	186, 550	263, 980	244, 010	223, 860
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	68, 690	66, 520	64, 080	82, 450	79, 820	76, 890
		3 歳児	76, 490	73, 470	70, 220	91, 800	88, 160	84, 260
		1、2 歳児	139, 590	130, 970	122, 080	167, 510	157, 150	146, 500
		乳児	217, 600	200, 950	184, 420	261, 130	241, 140	221, 300
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	60, 250	58, 050	56, 010	72, 300	69, 660	67, 210
		3 歳児	68, 050	65, 020	62, 150	81, 650	78, 000	74, 570
		1、2 歳児	131, 140	122, 490	114, 020	157, 370	147, 000	136, 820
		乳児	209, 150	192, 480	176, 340	250, 990	230, 980	211, 620
	61 人～	4 歳以上児	54, 180	52, 160	50, 070	65, 010	62, 600	60, 080
		3 歳児	61, 970	59, 120	56, 210	74, 370	70, 940	67, 460
		1、2 歳児	125, 060	116, 610	108, 070	150, 080	139, 920	129, 690
		乳児	203, 080	186, 590	170, 410	243, 700	223, 920	204, 480

(1日11時間開所の事業所(中小企業事業主以外が設置する事業所)の場合)

(単位:円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日11時間開所、週6日開所の場合			1日11時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	162,590	153,390	150,800	195,110	184,070	180,950
		3歳児	171,550	161,220	157,510	205,860	193,460	189,020
		1、2歳児	242,850	224,510	212,920	291,420	269,400	255,500
		乳児	332,870	303,190	280,590	399,440	363,820	336,700
	13人 ～19人	4歳以上児	110,190	103,620	99,460	132,220	124,350	119,350
		3歳児	119,150	111,460	106,180	142,980	133,750	127,410
		1、2歳児	190,450	174,740	161,580	228,540	209,680	193,890
		乳児	280,460	253,410	229,250	336,560	304,100	275,100
	20人 ～30人	4歳以上児	101,300	99,330	95,560	121,560	119,190	114,660
		3歳児	110,270	107,160	102,270	132,320	128,580	122,730
		1、2歳児	181,570	170,430	157,680	217,870	204,520	189,210
		乳児	271,580	249,110	225,340	325,900	298,930	270,410
	31人 ～40人	4歳以上児	81,040	78,100	74,570	97,260	93,720	89,490
		3歳児	90,010	85,940	81,290	108,010	103,120	97,540
		1、2歳児	161,310	149,210	136,690	193,570	179,050	164,020
		乳児	251,330	227,890	204,360	301,590	273,460	245,230
	41人 ～50人	4歳以上児	78,290	75,340	72,210	93,960	90,400	86,650
		3歳児	87,260	83,170	78,930	104,710	99,790	94,710
		1、2歳児	158,550	146,450	134,330	190,270	175,740	161,200
		乳児	248,580	225,120	202,000	298,280	270,150	242,400
	51人 ～60人	4歳以上児	68,550	65,710	62,900	82,260	78,850	75,480
		3歳児	77,520	73,530	69,620	93,020	88,250	83,540
		1、2歳児	148,810	136,820	125,020	178,570	164,180	150,030
		乳児	238,830	215,500	192,690	286,590	258,600	231,230
	61人～	4歳以上児	61,720	58,940	56,230	74,060	70,730	67,460
		3歳児	70,680	66,780	62,940	84,820	80,130	75,530
		1、2歳児	141,980	130,050	118,350	170,370	156,060	142,010
		乳児	231,990	208,730	186,010	278,390	250,480	223,220
16/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	158,840	150,100	147,600	190,600	180,130	177,110
		3歳児	167,810	157,750	154,190	201,350	189,300	185,030
		1、2歳児	238,870	219,660	208,660	286,640	263,580	250,400
		乳児	328,540	296,310	275,020	394,250	355,580	330,030
	13人 ～19人	4歳以上児	107,510	101,390	97,430	129,010	121,660	116,910
		3歳児	116,470	109,030	104,020	139,770	130,850	124,830
		1、2歳児	187,540	170,950	158,490	225,050	205,140	190,190

		乳児	277, 210	247, 600	224, 850	332, 650	297, 120	269, 810
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	98, 400	96, 600	93, 100	118, 080	115, 910	111, 720
		3 歳児	107, 360	104, 250	99, 700	128, 840	125, 100	119, 640
		1、2 歳児	178, 430	166, 160	154, 170	214, 120	199, 380	185, 000
		乳児	268, 100	242, 810	220, 530	321, 710	291, 370	264, 630
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	78, 790	75, 990	72, 720	94, 550	91, 180	87, 260
		3 歳児	87, 760	83, 630	79, 310	105, 300	100, 360	95, 170
		1、2 歳児	158, 820	145, 540	133, 780	190, 580	174, 630	160, 540
		乳児	248, 490	222, 200	200, 140	298, 190	266, 620	240, 160
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	76, 100	73, 280	70, 300	91, 310	87, 930	84, 360
		3 歳児	85, 060	80, 930	76, 900	102, 070	97, 110	92, 280
		1、2 歳児	156, 130	142, 830	131, 370	187, 350	171, 390	157, 640
		乳児	245, 790	219, 490	197, 730	294, 960	263, 380	237, 270
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	66, 710	64, 010	61, 350	80, 050	76, 810	73, 610
		3 歳児	75, 680	71, 650	67, 940	90, 820	85, 980	81, 520
		1、2 歳児	146, 740	133, 560	122, 410	176, 100	160, 270	146, 890
		乳児	236, 420	210, 220	188, 770	283, 700	252, 260	226, 520
	61 人～	4 歳以上児	60, 050	57, 420	54, 840	72, 060	68, 910	65, 800
		3 歳児	69, 010	65, 070	61, 430	82, 810	78, 090	73, 720
		1、2 歳児	140, 080	126, 980	115, 900	168, 090	152, 370	139, 080
		乳児	229, 750	203, 630	182, 260	275, 700	244, 350	218, 710
15/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	157, 870	149, 250	146, 770	189, 440	179, 100	176, 130
		3 歳児	166, 420	156, 860	153, 330	199, 700	188, 230	184, 000
		1、2 歳児	235, 360	218, 340	207, 600	282, 430	262, 000	249, 110
		乳児	322, 010	294, 540	273, 550	386, 410	353, 440	328, 260
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	106, 930	100, 770	96, 870	128, 310	120, 920	116, 240
		3 歳児	115, 480	108, 390	103, 430	138, 560	130, 060	124, 110
		1、2 歳児	184, 420	169, 860	157, 700	221, 300	203, 820	189, 240
		乳児	271, 070	246, 060	223, 640	325, 280	295, 280	268, 370
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	97, 660	96, 010	92, 440	117, 180	115, 210	110, 930
		3 歳児	106, 200	103, 620	99, 000	127, 440	124, 350	118, 800
		1、2 歳児	175, 150	165, 090	153, 270	210, 180	198, 110	183, 920
		乳児	261, 800	241, 290	219, 220	314, 140	289, 550	263, 060
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	78, 170	75, 400	72, 170	93, 790	90, 470	86, 600
		3 歳児	86, 720	83, 010	78, 730	104, 070	99, 600	94, 470
		1、2 歳児	155, 660	144, 490	133, 000	186, 800	173, 370	159, 600
		乳児	242, 310	220, 680	198, 940	290, 770	264, 820	238, 730
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	75, 600	72, 820	69, 890	90, 710	87, 380	83, 860
		3 歳児	84, 150	80, 420	76, 450	100, 980	96, 510	91, 740
		1、2 歳児	153, 100	141, 900	130, 720	183, 720	170, 280	156, 860
		乳児	239, 740	218, 100	196, 660	287, 690	261, 730	235, 990

	51 人 ～60 人	4 歳以上児	66, 160	63, 490	60, 860	79, 390	76, 180	73, 030
		3 歳児	74, 710	71, 100	67, 430	89, 650	85, 320	80, 910
		1、2 歳児	143, 650	132, 580	121, 690	172, 390	159, 080	146, 030
		乳児	230, 300	208, 780	187, 640	276, 350	250, 540	225, 160
	61 人～	4 歳以上児	59, 550	56, 960	54, 400	71, 470	68, 340	65, 280
		3 歳児	68, 100	64, 560	60, 970	81, 720	77, 480	73, 150
		1、2 歳児	137, 040	126, 040	115, 230	164, 450	151, 240	138, 280
		乳児	223, 690	202, 250	181, 180	268, 430	242, 690	217, 410
12/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	154, 970	146, 810	144, 400	185, 960	176, 170	173, 280
		3 歳児	163, 340	154, 160	150, 880	196, 000	184, 990	181, 060
		1、2 歳児	230, 900	214, 710	204, 410	277, 090	257, 650	245, 290
		乳児	315, 500	289, 440	269, 350	378, 600	347, 330	323, 210
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	104, 950	99, 050	95, 390	125, 940	118, 850	114, 470
		3 歳児	113, 320	106, 400	101, 870	135, 980	127, 680	122, 240
		1、2 歳児	180, 880	166, 950	155, 400	217, 050	200, 340	186, 470
		乳児	265, 480	241, 680	220, 340	318, 570	290, 010	264, 400
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	95, 520	93, 990	90, 540	114, 610	112, 780	108, 650
		3 歳児	103, 870	101, 330	97, 020	124, 650	121, 600	116, 420
		1、2 歳児	171, 450	161, 880	150, 540	205, 730	194, 250	180, 650
		乳児	256, 040	236, 610	215, 480	307, 240	283, 940	258, 580
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	76, 540	73, 870	70, 750	91, 840	88, 630	84, 900
		3 歳児	84, 890	81, 210	77, 230	101, 870	97, 460	92, 680
		1、2 歳児	152, 460	141, 760	130, 750	182, 950	170, 110	156, 900
		乳児	237, 050	216, 490	195, 700	284, 470	259, 790	234, 840
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	73, 880	71, 330	68, 510	88, 660	85, 590	82, 210
		3 歳児	82, 250	78, 670	74, 990	98, 690	94, 410	89, 980
		1、2 歳児	149, 810	139, 220	128, 510	179, 780	167, 070	154, 210
		乳児	234, 410	213, 960	193, 450	281, 290	256, 760	232, 140
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	64, 750	62, 180	59, 660	77, 710	74, 620	71, 600
		3 歳児	73, 120	69, 530	66, 140	87, 750	83, 440	79, 370
		1、2 歳児	140, 690	130, 080	119, 670	168, 830	156, 090	143, 600
		乳児	225, 280	204, 810	184, 610	270, 350	245, 780	221, 530
	61 人～	4 歳以上児	58, 280	55, 790	53, 330	69, 940	66, 950	63, 990
		3 歳児	66, 640	63, 130	59, 810	79, 960	75, 770	71, 770
		1、2 歳児	134, 210	123, 680	113, 330	161, 040	148, 410	136, 000
		乳児	218, 800	198, 420	178, 270	262, 560	238, 100	213, 930
10/100 地域	6 人～12 人	4 歳以上児	153, 050	145, 100	142, 740	183, 660	174, 120	171, 290
		3 歳児	161, 290	152, 360	149, 160	193, 550	182, 850	178, 990
		1、2 歳児	227, 890	212, 170	202, 270	273, 460	254, 600	242, 720
		乳児	311, 160	285, 900	266, 510	373, 390	343, 070	319, 800
		4 歳以上児	103, 680	97, 930	94, 380	124, 410	117, 520	113, 250

	13 人 ～19 人	3 歳児	111, 930	105, 200	100, 800	134, 310	126, 250	120, 960
		1、2 歳児	178, 530	165, 000	153, 900	214, 240	198, 000	184, 680
		乳児	261, 800	238, 720	218, 140	314, 140	286, 470	261, 770
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	94, 120	92, 560	89, 310	112, 940	111, 070	107, 170
		3 歳児	102, 360	99, 820	95, 740	122, 840	119, 790	114, 880
		1、2 歳児	168, 970	159, 630	148, 840	202, 750	191, 540	178, 600
		乳児	252, 230	233, 350	213, 080	302, 680	280, 020	255, 700
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	75, 390	72, 800	69, 760	90, 480	87, 350	83, 710
		3 歳児	83, 650	80, 060	76, 190	100, 370	96, 080	91, 420
		1、2 歳児	150, 240	139, 860	129, 290	180, 290	167, 830	155, 150
		乳児	233, 510	213, 580	193, 530	280, 210	256, 300	232, 230
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	72, 790	70, 300	67, 550	87, 350	84, 360	81, 060
		3 歳児	81, 030	77, 560	73, 970	97, 240	93, 080	88, 760
		1、2 歳児	147, 640	137, 370	127, 080	177, 160	164, 840	152, 490
		乳児	230, 900	211, 090	191, 320	277, 090	253, 300	229, 570
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	63, 780	61, 280	58, 940	76, 540	73, 530	70, 730
		3 歳児	72, 030	68, 540	65, 360	86, 430	82, 260	78, 440
		1、2 歳児	138, 620	128, 350	118, 470	166, 350	154, 010	142, 160
		乳児	221, 900	202, 070	182, 710	266, 280	242, 490	219, 250
	61 人～	4 歳以上児	57, 390	54, 960	52, 690	68, 870	65, 950	63, 230
		3 歳児	65, 640	62, 220	59, 110	78, 770	74, 660	70, 930
		1、2 歳児	132, 240	122, 020	112, 220	158, 690	146, 410	134, 660
		乳児	215, 500	195, 740	176, 460	258, 610	234, 890	211, 750
6/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	149, 290	141, 810	139, 540	179, 150	170, 180	167, 440
		3 歳児	157, 300	148, 900	145, 730	188, 760	178, 660	174, 870
		1、2 歳児	221, 970	207, 320	198, 000	266, 360	248, 780	237, 600
		乳児	302, 480	279, 020	260, 940	362, 970	334, 830	313, 120
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	101, 010	95, 710	92, 340	121, 210	114, 850	110, 810
		3 歳児	109, 010	102, 790	98, 530	130, 810	123, 350	118, 230
		1、2 歳児	173, 680	161, 210	150, 810	208, 420	193, 450	180, 970
		乳児	254, 190	232, 920	213, 750	305, 030	279, 500	256, 500
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	91, 230	89, 960	86, 860	109, 480	107, 940	104, 230
		3 歳児	99, 230	97, 040	93, 050	119, 080	116, 440	111, 660
		1、2 歳児	163, 910	155, 450	145, 330	196, 690	186, 540	174, 390
		乳児	244, 410	227, 160	208, 260	293, 290	272, 590	249, 910
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	73, 130	70, 670	67, 810	87, 760	84, 810	81, 360
		3 歳児	81, 140	77, 750	73, 990	97, 350	93, 310	88, 780
		1、2 歳児	145, 800	136, 180	126, 270	174, 970	163, 410	151, 520
		乳児	226, 310	207, 880	189, 210	271, 570	249, 470	227, 050
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	70, 580	68, 240	65, 640	84, 700	81, 890	78, 770
		3 歳児	78, 590	75, 320	71, 820	94, 300	90, 380	86, 190

	51 人 ～60 人	1、2 歳児	143, 250	133, 750	124, 100	171, 910	160, 490	148, 920	
		乳児	223, 760	205, 450	187, 040	268, 510	246, 540	224, 440	
		4 歳以上児	61, 830	59, 590	57, 260	74, 200	71, 500	68, 710	
		3 歳児	69, 830	66, 670	63, 450	83, 800	80, 000	76, 130	
		1、2 歳児	134, 500	125, 090	115, 720	161, 410	150, 100	138, 870	
		乳児	215, 010	196, 790	178, 660	258, 010	236, 150	214, 390	
	61 人～	4 歳以上児	55, 730	53, 430	51, 180	66, 870	64, 120	61, 410	
		3 歳児	63, 730	60, 510	57, 370	76, 470	72, 610	68, 830	
		1、2 歳児	128, 400	118, 940	109, 640	154, 080	142, 730	131, 570	
		乳児	208, 910	190, 640	172, 580	250, 690	228, 770	207, 100	
	3/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	146, 400	139, 380	137, 180	175, 670	167, 250	164, 610
			3 歳児	154, 220	146, 320	143, 270	185, 060	175, 580	171, 930
			1、2 歳児	217, 390	203, 690	194, 810	260, 860	244, 440	233, 770
			乳児	295, 960	273, 820	256, 750	355, 150	328, 570	308, 100
		13 人 ～19 人	4 歳以上児	99, 150	94, 100	90, 880	118, 980	112, 910	109, 060
			3 歳児	106, 970	101, 050	96, 980	128, 360	121, 260	116, 370
1、2 歳児			170, 140	158, 410	148, 520	204, 160	190, 100	178, 220	
乳児			248, 710	228, 540	210, 460	298, 450	274, 230	252, 540	
20 人 ～30 人		4 歳以上児	89, 080	87, 930	84, 960	106, 890	105, 520	101, 950	
		3 歳児	96, 900	94, 870	91, 060	116, 280	113, 840	109, 270	
		1、2 歳児	160, 070	152, 240	142, 600	192, 080	182, 680	171, 120	
		乳児	238, 640	222, 370	204, 540	286, 370	266, 840	245, 450	
31 人 ～40 人		4 歳以上児	71, 370	69, 140	66, 380	85, 650	82, 970	79, 650	
		3 歳児	79, 200	76, 090	72, 480	95, 030	91, 310	86, 980	
		1、2 歳児	142, 370	133, 460	124, 020	170, 830	160, 150	148, 820	
		乳児	220, 940	203, 580	185, 960	265, 120	244, 280	223, 150	
41 人 ～50 人		4 歳以上児	68, 990	66, 630	64, 250	82, 790	79, 970	77, 100	
		3 歳児	76, 810	73, 580	70, 350	92, 170	88, 300	84, 420	
		1、2 歳児	139, 980	130, 950	121, 890	167, 980	157, 140	146, 270	
		乳児	218, 560	201, 080	183, 830	262, 270	241, 280	220, 590	
51 人 ～60 人		4 歳以上児	60, 420	58, 160	56, 050	72, 500	69, 800	67, 260	
		3 歳児	68, 230	65, 110	62, 150	81, 880	78, 130	74, 580	
		1、2 歳児	131, 400	122, 480	113, 690	157, 690	146, 980	136, 420	
		乳児	209, 980	192, 600	175, 630	251, 980	231, 110	210, 750	
61 人～		4 歳以上児	54, 340	52, 260	50, 110	65, 200	62, 720	60, 130	
		3 歳児	62, 160	59, 210	56, 210	74, 600	71, 050	67, 450	
		1、2 歳児	125, 330	116, 580	107, 740	150, 390	139, 890	129, 290	
		乳児	203, 900	186, 700	169, 680	244, 680	224, 030	203, 620	
その他地域		6 人 ～12 人	4 歳以上児	143, 610	136, 930	134, 800	172, 330	164, 310	161, 760
			3 歳児	151, 250	143, 740	140, 810	181, 500	172, 490	168, 970
			1、2 歳児	213, 040	200, 050	191, 610	255, 650	240, 060	229, 930

		乳児	289,450	268,590	252,660	347,340	322,310	303,190
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	97,170	92,370	89,300	116,600	110,840	107,160
		3 歳児	104,810	99,190	95,310	125,770	119,010	114,370
		1、2 歳児	166,600	155,480	146,110	199,920	186,580	175,330
		乳児	243,010	224,030	207,150	291,600	268,850	248,580
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	86,940	85,920	83,070	104,320	103,100	99,690
		3 歳児	94,570	92,720	89,090	113,490	111,280	106,900
		1、2 歳児	156,370	149,030	139,880	187,630	178,840	167,860
		乳児	232,770	217,580	200,930	279,320	261,090	241,110
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	69,620	67,490	64,850	83,540	80,990	77,820
		3 歳児	77,260	74,300	70,870	92,700	89,170	85,040
		1、2 歳児	139,050	130,610	121,660	166,860	156,730	145,990
		乳児	215,460	199,160	182,710	258,540	238,980	219,250
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	67,280	65,150	62,760	80,750	78,180	75,310
		3 歳児	74,920	71,960	68,780	89,910	86,350	82,530
		1、2 歳児	136,720	128,270	119,570	164,060	153,910	143,480
		乳児	213,120	196,810	180,620	255,750	236,170	216,740
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	59,010	56,860	54,860	70,810	68,230	65,830
		3 歳児	66,650	63,680	60,870	79,970	76,400	73,040
		1、2 歳児	128,440	119,970	111,670	154,130	143,970	134,000
		乳児	204,840	188,520	172,710	245,820	226,220	207,260
	61 人～	4 歳以上児	53,070	51,090	49,040	63,670	61,310	58,850
		3 歳児	60,700	57,910	55,060	72,840	69,480	66,070
		1、2 歳児	122,490	114,210	105,850	146,990	137,040	127,020
		乳児	198,900	182,750	166,900	238,680	219,310	200,270

(1日13時間開所の事業所(中小企業事業主が設置する事業所)の場合)

(単位:円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日13時間開所、週6日開所の場合			1日13時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	196,970	185,880	182,750	236,380	223,050	219,310
		3歳児	207,790	195,330	190,850	249,360	234,400	229,030
		1、2歳児	293,040	270,900	256,920	351,640	325,080	308,300
		乳児	401,680	365,840	338,580	482,000	439,010	406,290
	13人 ～19人	4歳以上児	133,740	125,820	120,800	160,480	150,990	144,950
		3歳児	144,560	135,270	128,900	173,470	162,330	154,680
		1、2歳児	229,800	210,840	194,970	275,760	253,010	233,960
		乳児	338,420	305,790	276,630	406,110	366,940	331,940
	20人 ～30人	4歳以上児	123,010	120,640	116,080	147,620	144,770	139,300
		3歳児	133,830	130,090	124,190	160,610	156,100	149,030
		1、2歳児	219,070	205,660	190,260	262,890	246,780	228,310
		乳児	327,710	300,590	271,910	393,250	360,710	326,290
	31人 ～40人	4歳以上児	98,570	95,020	90,770	118,290	114,040	108,920
		3歳児	109,400	104,470	98,860	131,280	125,370	118,640
		1、2歳児	194,640	180,050	164,940	233,560	216,050	197,930
		乳児	303,280	274,980	246,590	363,920	329,980	295,910
	41人 ～50人	4歳以上児	95,260	91,700	87,920	114,320	110,030	105,510
		3歳児	106,070	101,140	96,030	127,290	121,380	115,220
		1、2歳児	191,330	176,720	162,100	229,580	212,050	194,520
		乳児	299,960	271,660	243,750	359,940	326,000	292,510
	51人 ～60人	4歳以上児	83,490	80,070	76,690	100,200	96,090	92,030
		3歳児	94,310	89,520	84,780	113,170	107,420	101,750
		1、2歳児	179,560	165,090	150,860	215,480	198,100	181,020
		乳児	288,190	260,030	232,520	345,830	312,030	279,020
	61人～	4歳以上児	75,260	71,900	68,630	90,310	86,290	82,360
		3歳児	86,060	81,350	76,730	103,280	97,630	92,080
		1、2歳児	171,330	156,930	142,800	205,580	188,300	171,360
		乳児	279,950	251,870	224,450	335,940	302,250	269,350
16/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	192,450	181,910	178,870	230,940	218,290	214,660
		3歳児	203,260	191,140	186,840	243,920	229,370	224,220
		1、2歳児	288,240	265,060	251,790	345,890	318,060	302,130
		乳児	396,440	357,560	331,860	475,720	429,070	398,230
	13人 ～19人	4歳以上児	130,520	123,120	118,350	156,610	147,750	142,010
		3歳児	141,320	132,350	126,300	169,590	158,840	151,560
		1、2歳児	226,300	206,280	191,250	271,550	247,530	229,500

		乳児		334, 500	298, 780	271, 320		401, 400	358, 530	325, 580
	20 人 ～30 人	4 歳以上児		119, 520	117, 350	113, 130		143, 420	140, 820	135, 760
		3 歳児		130, 330	126, 560	121, 080		156, 410	151, 900	145, 300
		1、2 歳児		215, 300	200, 490	186, 030		258, 370	240, 600	223, 230
		乳児		323, 520	293, 000	266, 100		388, 210	351, 580	319, 320
	31 人 ～40 人	4 歳以上児		95, 850	92, 470	88, 520		115, 040	110, 970	106, 240
		3 歳児		106, 660	101, 680	96, 480		128, 000	122, 030	115, 790
		1、2 歳児		191, 650	175, 620	161, 420		229, 970	210, 740	193, 710
		乳児		299, 840	268, 100	241, 500		359, 800	321, 720	289, 800
	41 人 ～50 人	4 歳以上児		92, 600	89, 190	85, 610		111, 140	107, 040	102, 740
		3 歳児		103, 430	98, 420	93, 560		124, 110	118, 110	112, 290
		1、2 歳児		188, 380	172, 350	158, 510		226, 070	206, 810	190, 220
		乳児		296, 600	264, 850	238, 590		355, 910	317, 820	286, 310
	51 人 ～60 人	4 歳以上児		81, 290	78, 010	74, 810		97, 550	93, 630	89, 780
		3 歳児		92, 100	87, 240	82, 760		110, 530	104, 700	99, 310
		1、2 歳児		177, 080	161, 170	147, 700		212, 490	193, 390	177, 240
		乳児		285, 280	253, 660	227, 770		342, 330	304, 390	273, 330
	61 人～	4 歳以上児		73, 240	70, 080	66, 950		87, 880	84, 090	80, 340
		3 歳児		84, 060	79, 310	74, 900		100, 860	95, 180	89, 890
		1、2 歳児		169, 020	153, 210	139, 860		202, 830	183, 870	167, 820
		乳児		277, 230	245, 710	219, 930		332, 670	294, 850	263, 910
15/100 地域	6 人～12 人	4 歳以上児		191, 280	180, 870	177, 890		229, 550	217, 060	213, 470
		3 歳児		201, 590	190, 050	185, 810		241, 910	228, 080	222, 970
		1、2 歳児		284, 000	263, 460	250, 500		340, 800	316, 140	300, 600
		乳児		388, 570	355, 410	330, 080		466, 270	426, 490	396, 100
	13 人 ～19 人	4 歳以上児		129, 800	122, 380	117, 670		155, 780	146, 860	141, 210
		3 歳児		140, 110	131, 570	125, 580		168, 150	157, 890	150, 710
		1、2 歳児		222, 530	204, 950	190, 290		267, 030	245, 950	228, 330
		乳児		327, 090	296, 910	269, 860		392, 510	356, 290	323, 830
	20 人 ～30 人	4 歳以上児		118, 620	116, 630	112, 330		142, 350	139, 960	134, 800
		3 歳児		128, 930	125, 810	120, 240		154, 720	150, 980	144, 300
		1、2 歳児		211, 330	199, 210	184, 940		253, 610	239, 040	221, 930
		乳児		315, 900	291, 160	264, 520		379, 090	349, 390	317, 420
	31 人 ～40 人	4 歳以上児		95, 110	91, 760	87, 870		114, 130	110, 110	105, 440
		3 歳児		105, 420	100, 950	95, 780		126, 510	121, 140	114, 930
		1、2 歳児		187, 820	174, 350	160, 470		225, 380	209, 210	192, 580
		乳児		292, 380	266, 300	240, 050		350, 850	319, 550	288, 060
	41 人 ～50 人	4 歳以上児		92, 000	88, 650	85, 110		110, 410	106, 390	102, 130
		3 歳児		102, 320	97, 830	93, 030		122, 800	117, 400	111, 650
		1、2 歳児		184, 720	171, 240	157, 720		221, 670	205, 470	189, 270
		乳児		289, 290	263, 180	237, 310		347, 140	315, 830	284, 780

	51 人 ～60 人	4 歳以上児	80,620	77,390	74,220	96,740	92,880	89,060
		3 歳児	90,940	86,580	82,140	109,130	103,890	98,570
		1、2 歳児	173,330	159,970	146,840	208,000	191,970	176,200
		乳児	277,890	251,930	226,410	333,470	302,320	271,700
	61 人～	4 歳以上児	72,640	69,510	66,420	87,170	83,420	79,710
		3 歳児	82,960	78,690	74,340	99,560	94,420	89,210
		1、2 歳児	165,360	152,080	139,040	198,450	182,500	166,850
		乳児	269,920	244,040	218,620	323,910	292,840	262,330
12/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	187,790	177,930	175,020	225,340	213,540	210,040
		3 歳児	197,860	186,810	182,850	237,450	224,170	219,420
		1、2 歳児	278,620	259,080	246,650	334,350	310,900	295,980
		乳児	380,710	349,260	325,020	456,850	419,110	390,020
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	127,420	120,300	115,880	152,910	144,370	139,070
		3 歳児	137,510	129,170	123,710	165,030	155,010	148,450
		1、2 歳児	218,270	201,440	187,510	261,930	241,730	225,010
		乳児	320,350	291,620	265,880	384,410	349,940	319,050
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	116,040	114,190	110,020	139,260	137,030	132,040
		3 歳児	126,130	123,050	117,840	151,360	147,680	141,410
		1、2 歳児	206,880	195,330	181,650	248,250	234,390	217,980
		乳児	308,960	285,500	260,020	370,740	342,610	312,020
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	93,140	89,910	86,150	111,760	107,890	103,390
		3 歳児	103,220	98,780	93,970	123,880	118,540	112,770
		1、2 歳児	183,970	171,040	157,770	220,760	205,270	189,330
		乳児	286,050	261,230	236,130	343,260	313,480	283,370
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	89,940	86,850	83,450	107,930	104,220	100,140
		3 歳児	100,030	95,730	91,270	120,040	114,870	109,520
		1、2 歳児	180,780	167,990	155,060	216,930	201,590	186,070
		乳児	282,860	258,180	233,430	339,420	309,800	280,120
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	78,930	75,820	72,780	94,720	90,990	87,340
		3 歳児	89,020	84,680	80,600	106,820	101,630	96,720
		1、2 歳児	169,780	156,960	144,390	203,730	188,350	173,270
		乳児	271,850	247,140	222,760	326,210	296,570	267,320
	61 人～	4 歳以上児	71,100	68,100	65,130	85,320	81,720	78,160
		3 歳児	81,190	76,960	72,950	97,430	92,360	87,540
		1、2 歳児	161,940	149,230	136,750	194,320	179,080	164,100
		乳児	264,020	239,430	215,120	316,820	287,310	258,140
10/100 地域	6 人～12 人	4 歳以上児	185,450	175,870	173,030	222,550	211,050	207,640
		3 歳児	195,400	184,640	180,770	234,490	221,560	216,930
		1、2 歳児	275,000	256,010	244,070	329,990	307,210	292,880
		乳児	375,470	344,980	321,590	450,570	413,970	385,890
		4 歳以上児	125,890	118,960	114,660	151,080	142,760	137,600

	13 人 ～19 人	3 歳児	135, 850	127, 730	122, 420	163, 020	153, 270	146, 900
		1、2 歳児	215, 430	199, 090	185, 700	258, 520	238, 900	222, 850
		乳児	315, 900	288, 050	263, 230	379, 090	345, 660	315, 870
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	114, 360	112, 470	108, 550	137, 230	134, 970	130, 270
		3 歳児	124, 300	121, 230	116, 300	149, 160	145, 500	139, 570
		1、2 歳児	203, 880	192, 600	179, 600	244, 650	231, 130	215, 520
		乳児	304, 350	281, 580	257, 120	365, 230	337, 890	308, 540
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	91, 760	88, 620	84, 970	110, 120	106, 360	101, 960
		3 歳児	101, 700	97, 380	92, 720	122, 050	116, 870	111, 260
		1、2 歳児	181, 290	168, 750	156, 000	217, 550	202, 510	187, 210
		乳児	281, 770	257, 720	233, 530	338, 130	309, 260	280, 230
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	88, 620	85, 620	82, 280	106, 350	102, 740	98, 740
		3 歳児	98, 560	94, 380	90, 030	118, 280	113, 260	108, 040
		1、2 歳児	178, 150	165, 750	153, 340	213, 770	198, 900	184, 000
		乳児	278, 620	254, 720	230, 860	334, 350	305, 660	277, 030
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	77, 740	74, 730	71, 910	93, 290	89, 680	86, 290
		3 歳児	87, 680	83, 500	79, 660	105, 230	100, 200	95, 600
		1、2 歳児	167, 270	154, 870	142, 950	200, 720	185, 840	171, 530
		乳児	267, 750	243, 830	220, 460	321, 300	292, 600	264, 550
	61 人～	4 歳以上児	70, 040	67, 100	64, 360	84, 050	80, 530	77, 240
		3 歳児	79, 980	75, 860	72, 110	95, 980	91, 050	86, 530
		1、2 歳児	159, 570	147, 230	135, 410	191, 470	176, 690	162, 490
		乳児	260, 040	236, 210	212, 930	312, 050	283, 440	255, 500
6/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	180, 930	171, 900	169, 160	217, 120	206, 290	202, 990
		3 歳児	190, 580	180, 460	176, 630	228, 710	216, 550	211, 960
		1、2 歳児	267, 850	250, 160	238, 920	321, 410	300, 190	286, 710
		乳児	364, 980	336, 690	314, 870	437, 990	404, 020	377, 850
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	122, 670	116, 260	112, 210	147, 200	139, 520	134, 650
		3 歳児	132, 320	124, 820	119, 670	158, 800	149, 790	143, 610
		1、2 歳児	209, 580	194, 540	181, 970	251, 490	233, 440	218, 370
		乳児	306, 720	281, 050	257, 910	368, 050	337, 260	309, 500
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	110, 870	109, 330	105, 590	133, 050	131, 200	126, 720
		3 歳児	120, 520	117, 870	113, 060	144, 630	141, 440	135, 670
		1、2 歳児	197, 770	187, 580	175, 360	237, 330	225, 110	210, 420
		乳児	294, 930	274, 110	251, 310	353, 910	328, 930	301, 560
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	89, 030	86, 060	82, 600	106, 840	103, 280	99, 120
		3 歳児	98, 690	94, 610	90, 060	118, 430	113, 540	108, 080
		1、2 歳児	175, 930	164, 320	152, 360	211, 130	197, 180	182, 820
		乳児	273, 080	250, 850	228, 310	327, 690	301, 010	273, 960
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	85, 950	83, 120	79, 980	103, 140	99, 750	95, 990
		3 歳児	95, 610	91, 680	87, 450	114, 730	110, 000	104, 940

		1、2歳児	172,860	161,380	149,750	207,430	193,650	179,690
		乳児	270,000	247,910	225,690	324,010	297,490	270,820
	51人 ～60人	4歳以上児	75,390	72,680	69,880	90,470	87,220	83,850
		3歳児	85,050	81,230	77,340	102,060	97,470	92,810
		1、2歳児	162,300	150,940	139,630	194,770	181,120	167,560
		乳児	259,440	237,470	215,580	311,320	284,960	258,700
	61人～	4歳以上児	68,030	65,250	62,530	81,630	78,320	75,050
		3歳児	77,690	73,800	70,010	93,230	88,550	84,010
		1、2歳児	154,930	143,520	132,300	185,930	172,230	158,760
		乳児	252,090	230,040	208,250	302,500	276,050	249,900
3/100 地域	6人～12人	4歳以上児	177,440	168,970	166,300	212,940	202,760	199,580
		3歳児	186,870	177,340	173,670	224,240	212,810	208,400
		1、2歳児	262,310	245,790	235,070	314,780	294,960	282,080
		乳児	357,130	330,400	309,810	428,560	396,480	371,780
	13人 ～19人	4歳以上児	120,420	114,330	110,440	144,500	137,200	132,540
		3歳児	129,850	122,710	117,800	155,840	147,250	141,380
		1、2歳児	205,300	191,160	179,210	246,350	229,380	215,050
		乳児	300,110	275,760	253,950	360,130	330,910	304,750
	20人 ～30人	4歳以上児	108,270	106,880	103,310	129,930	128,270	123,970
		3歳児	117,710	115,270	110,660	141,250	138,330	132,790
		1、2歳児	193,140	183,710	172,070	231,770	220,440	206,480
		乳児	287,970	268,320	246,800	345,560	321,970	296,170
	31人 ～40人	4歳以上児	86,910	84,210	80,880	104,300	101,070	97,060
		3歳児	96,350	92,600	88,240	115,630	111,120	105,900
		1、2歳児	171,780	161,050	149,640	206,140	193,240	179,570
		乳児	266,590	245,650	224,390	319,920	294,770	269,270
	41人 ～50人	4歳以上児	84,030	81,180	78,310	100,840	97,420	93,970
		3歳児	93,470	89,570	85,670	112,160	107,490	102,800
		1、2歳児	168,910	158,010	147,070	202,680	189,610	176,480
		乳児	263,730	242,630	221,820	316,470	291,160	266,170
	51人 ～60人	4歳以上児	73,680	70,970	68,420	88,410	85,170	82,100
		3歳児	83,120	79,350	75,780	99,740	95,230	90,940
		1、2歳児	158,550	147,790	137,180	190,270	177,340	164,620
		乳児	253,380	232,400	211,920	304,050	278,880	254,310
	61人～	4歳以上児	66,340	63,850	61,250	79,630	76,610	73,500
		3歳児	75,790	72,230	68,600	90,950	86,680	82,320
		1、2歳児	151,220	140,680	130,010	181,470	168,810	156,000
		乳児	246,050	225,290	204,750	295,260	270,350	245,690
その他地域	6人 ～12人	4歳以上児	174,070	166,010	163,450	208,900	199,220	196,140
		3歳児	183,290	174,240	170,700	219,960	209,090	204,840
		1、2歳児	257,070	241,390	231,210	308,490	289,660	277,450

		乳児	349, 270	324, 100	304, 870	419, 120	388, 920	365, 850
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	118, 040	112, 250	108, 530	141, 650	134, 690	130, 240
		3 歳児	127, 240	120, 470	115, 790	152, 700	144, 570	138, 950
		1、2 歳児	201, 040	187, 610	176, 300	241, 240	225, 140	211, 560
		乳児	293, 230	270, 340	249, 960	351, 860	324, 400	299, 950
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	105, 680	104, 450	101, 030	126, 820	125, 350	121, 230
		3 歳児	114, 900	112, 670	108, 280	137, 880	135, 210	129, 940
		1、2 歳児	188, 690	179, 830	168, 790	226, 410	215, 790	202, 540
		乳児	280, 880	262, 550	242, 450	337, 050	315, 060	290, 940
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	84, 790	82, 220	79, 030	101, 750	98, 670	94, 840
		3 歳児	94, 000	90, 440	86, 290	112, 800	108, 530	103, 560
		1、2 歳児	167, 790	157, 590	146, 800	201, 350	189, 110	176, 160
		乳児	259, 990	240, 320	220, 460	311, 980	288, 380	264, 550
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	81, 970	79, 390	76, 510	98, 370	95, 280	91, 820
		3 歳児	91, 200	87, 610	83, 770	109, 430	105, 140	100, 530
		1、2 歳児	164, 970	154, 780	144, 280	197, 970	185, 720	173, 130
		乳児	257, 170	237, 480	217, 940	308, 600	284, 980	261, 520
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	71, 990	69, 390	66, 980	86, 400	83, 260	80, 380
		3 歳児	81, 200	77, 610	74, 240	97, 440	93, 140	89, 080
		1、2 歳児	154, 980	144, 770	134, 740	185, 990	173, 720	161, 690
		乳児	247, 170	227, 480	208, 400	296, 610	272, 970	250, 080
	61 人～	4 歳以上児	64, 800	62, 430	59, 950	77, 770	74, 920	71, 950
		3 歳児	74, 020	70, 650	67, 210	88, 830	84, 790	80, 660
		1、2 歳児	147, 800	137, 810	127, 730	177, 360	165, 360	153, 270
		乳児	240, 000	220, 520	201, 390	288, 000	264, 630	241, 670

(1日13時間開所の事業所(中小企業事業主以外が設置する事業所)の場合)

(単位:円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日13時間開所、週6日開所の場合			1日13時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	192,910	182,050	178,990	231,510	218,460	214,790
		3歳児	203,510	191,310	186,920	244,220	229,570	224,310
		1、2歳児	287,000	265,320	251,630	344,390	318,380	301,950
		乳児	393,400	358,300	331,600	472,070	429,960	397,920
	13人 ～19人	4歳以上児	130,990	123,230	118,310	157,180	147,880	141,970
		3歳児	141,580	132,490	126,250	169,900	158,990	151,500
		1、2歳児	225,070	206,500	190,950	270,080	247,800	229,140
		乳児	331,450	299,490	270,930	397,740	359,380	325,100
	20人 ～30人	4歳以上児	120,480	118,160	113,690	144,580	141,790	136,430
		3歳児	131,080	127,410	121,630	157,300	152,890	145,960
		1、2歳児	214,560	201,420	186,340	257,470	241,700	223,610
		乳児	320,960	294,400	266,310	385,150	353,280	319,570
	31人 ～40人	4歳以上児	96,540	93,070	88,900	115,860	111,690	106,680
		3歳児	107,150	102,320	96,830	128,580	122,790	116,200
		1、2歳児	190,630	176,340	161,540	228,750	211,600	193,850
		乳児	297,030	269,320	241,510	356,420	323,180	289,810
	41人 ～50人	4歳以上児	93,300	89,810	86,110	111,970	107,770	103,340
		3歳児	103,890	99,060	94,050	124,670	118,880	112,850
		1、2歳児	187,390	173,080	158,760	224,850	207,680	190,510
		乳児	293,780	266,060	238,730	352,520	319,280	286,480
	51人 ～60人	4歳以上児	81,770	78,420	75,110	98,140	94,110	90,140
		3歳児	92,370	87,680	83,040	110,840	105,210	99,660
		1、2歳児	175,860	161,690	147,750	211,040	194,020	177,290
		乳児	282,250	254,670	227,730	338,700	305,600	273,270
	61人～	4歳以上児	73,710	70,420	67,220	88,450	84,520	80,670
		3歳児	84,290	79,680	75,150	101,160	95,620	90,190
		1、2歳児	167,800	153,700	139,860	201,350	184,420	167,830
		乳児	274,180	246,680	219,830	329,020	296,020	263,800
16/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	188,490	178,160	175,190	226,180	213,790	210,240
		3歳児	199,070	187,200	182,990	238,900	224,650	219,600
		1、2歳児	282,300	259,600	246,600	338,760	311,510	295,910
		乳児	388,270	350,190	325,020	465,920	420,230	390,020
	13人 ～19人	4歳以上児	127,830	120,590	115,910	153,390	144,710	139,090
		3歳児	138,410	129,630	123,700	166,100	155,570	148,440
		1、2歳児	221,640	202,030	187,310	265,960	242,430	224,770

		乳児	327, 610	292, 620	265, 730	393, 130	351, 140	318, 870
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	117, 060	114, 940	110, 800	140, 470	137, 920	132, 970
		3 歳児	127, 650	123, 960	118, 590	153, 190	148, 770	142, 310
		1、2 歳児	210, 870	196, 360	182, 200	253, 050	235, 640	218, 630
		乳児	316, 850	286, 960	260, 620	380, 210	344, 340	312, 740
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	93, 880	90, 570	86, 700	112, 670	108, 690	104, 050
		3 歳児	104, 470	99, 590	94, 500	125, 370	119, 520	113, 410
		1、2 歳児	187, 700	172, 000	158, 100	225, 230	206, 400	189, 720
		乳児	293, 660	262, 580	236, 530	352, 390	315, 090	283, 830
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	90, 700	87, 360	83, 850	108, 850	104, 840	100, 630
		3 歳児	101, 300	96, 400	91, 640	121, 560	115, 680	109, 980
		1、2 歳児	184, 500	168, 800	155, 250	221, 410	202, 550	186, 300
		乳児	290, 490	259, 390	233, 680	348, 580	311, 270	280, 410
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	79, 620	76, 410	73, 270	95, 540	91, 700	87, 930
		3 歳児	90, 210	85, 450	81, 060	108, 260	102, 550	97, 270
		1、2 歳児	173, 430	157, 850	144, 660	208, 110	189, 410	173, 590
		乳児	279, 400	248, 430	223, 080	335, 280	298, 120	267, 700
	61 人～	4 歳以上児	71, 730	68, 640	65, 570	86, 070	82, 360	78, 690
		3 歳児	82, 330	77, 680	73, 360	98, 790	93, 220	88, 040
		1、2 歳児	165, 540	150, 060	136, 980	198, 650	180, 080	164, 360
		乳児	271, 520	240, 650	215, 400	325, 820	288, 780	258, 470
15/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	187, 340	177, 150	174, 230	224, 820	212, 590	209, 070
		3 歳児	197, 440	186, 140	181, 980	236, 930	223, 380	218, 380
		1、2 歳児	278, 150	258, 030	245, 340	333, 780	309, 630	294, 410
		乳児	380, 560	348, 090	323, 280	456, 660	417, 700	387, 940
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	127, 130	119, 860	115, 250	152, 570	143, 840	138, 300
		3 歳児	137, 230	128, 860	123, 000	164, 690	154, 640	147, 610
		1、2 歳児	217, 950	200, 730	186, 370	261, 530	240, 880	223, 630
		乳児	320, 350	290, 790	264, 300	384, 420	348, 950	317, 160
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	116, 180	114, 230	110, 020	139, 420	137, 080	132, 030
		3 歳児	126, 280	123, 220	117, 770	151, 530	147, 870	141, 330
		1、2 歳児	206, 980	195, 110	181, 130	248, 390	234, 120	217, 360
		乳児	309, 390	285, 160	259, 070	371, 280	342, 190	310, 880
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	93, 150	89, 870	86, 060	111, 780	107, 840	103, 270
		3 歳児	103, 250	98, 870	93, 810	123, 910	118, 650	112, 570
		1、2 歳児	183, 950	170, 760	157, 170	220, 740	204, 900	188, 610
		乳児	286, 360	260, 810	235, 110	343, 620	312, 970	282, 130
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	90, 110	86, 830	83, 360	108, 140	104, 200	100, 030
		3 歳児	100, 220	95, 820	91, 120	120, 270	114, 980	109, 350
		1、2 歳児	180, 920	167, 710	154, 470	217, 100	201, 240	185, 370
		乳児	283, 330	257, 760	232, 420	339, 990	309, 320	278, 910

	51 人 ～60 人	4 歳以上児	78,960	75,800	72,690	94,750	90,970	87,230
		3 歳児	89,070	84,800	80,450	106,880	101,750	96,540
		1、2 歳児	169,760	156,680	143,820	203,720	188,020	172,570
		乳児	272,170	246,740	221,750	326,600	296,090	266,100
	61 人～	4 歳以上児	71,150	68,080	65,060	85,380	81,700	78,070
		3 歳児	81,250	77,070	72,810	97,510	92,480	87,380
		1、2 歳児	161,960	148,950	136,180	194,360	178,740	163,410
		乳児	264,360	239,010	214,120	317,240	286,810	256,930
12/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	183,920	174,270	171,420	220,700	209,140	205,710
		3 歳児	193,790	182,960	179,080	232,560	219,550	214,900
		1、2 歳児	272,880	253,740	241,570	327,460	304,490	289,880
		乳児	372,870	342,060	318,320	447,440	410,470	381,980
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	124,800	117,820	113,500	149,760	141,400	136,210
		3 歳児	134,680	126,510	121,160	161,630	151,820	145,390
		1、2 歳児	213,770	197,290	183,650	256,530	236,750	220,380
		乳児	313,750	285,610	260,400	376,490	342,730	312,480
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	113,650	111,840	107,760	136,390	134,210	129,320
		3 歳児	123,530	120,520	115,420	148,240	144,640	138,500
		1、2 歳児	202,620	191,310	177,910	243,140	229,560	213,490
		乳児	302,590	279,620	254,660	363,100	335,550	305,590
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	91,220	88,060	84,380	109,460	105,670	101,260
		3 歳児	101,100	96,750	92,040	121,330	116,100	110,450
		1、2 歳児	180,180	167,520	154,520	216,210	201,040	185,430
		乳児	280,160	255,850	231,270	336,190	307,020	277,530
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	88,090	85,060	81,730	105,710	102,080	98,080
		3 歳児	97,970	93,760	89,390	117,570	112,510	107,270
		1、2 歳児	177,060	164,530	151,870	212,460	197,440	182,240
		乳児	277,030	252,860	228,620	332,430	303,420	274,350
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	77,310	74,260	71,280	92,770	89,120	85,540
		3 歳児	87,190	82,940	78,940	104,620	99,540	94,730
		1、2 歳児	166,280	153,730	141,420	199,530	184,470	169,700
		乳児	266,250	242,050	218,170	319,490	290,460	261,810
	61 人～	4 歳以上児	69,640	66,700	63,790	83,570	80,040	76,550
		3 歳児	79,520	75,380	71,450	95,430	90,460	85,740
		1、2 歳児	158,610	146,160	133,940	190,320	175,390	160,720
		乳児	258,580	234,500	210,690	310,290	281,390	252,820
10/100 地域	6 人～12 人	4 歳以上児	181,630	172,250	169,470	217,970	206,700	203,360
		3 歳児	191,380	180,840	177,050	229,660	217,000	212,460
		1、2 歳児	269,330	250,740	239,040	323,190	300,880	286,850
		乳児	367,730	337,870	314,960	441,280	405,440	377,940
		4 歳以上児	123,300	116,510	112,300	147,970	139,820	134,770

	13 人 ～19 人	3 歳児	133, 050	125, 100	119, 900	159, 660	150, 110	143, 880
		1、2 歳児	210, 990	194, 990	181, 880	253, 190	233, 980	218, 260
		乳児	309, 390	282, 120	257, 810	371, 280	338, 540	309, 360
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	112, 010	110, 160	106, 320	134, 410	132, 190	127, 590
		3 歳児	121, 740	118, 740	113, 910	146, 090	142, 500	136, 700
		1、2 歳児	199, 680	188, 630	175, 900	239, 610	226, 370	211, 080
		乳児	298, 080	275, 780	251, 820	357, 700	330, 930	302, 180
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	89, 870	86, 800	83, 220	107, 850	104, 170	99, 860
		3 歳児	99, 610	95, 380	90, 810	119, 540	114, 470	108, 970
		1、2 歳児	177, 560	165, 280	152, 790	213, 070	198, 340	183, 350
		乳児	275, 970	252, 410	228, 720	331, 160	302, 890	274, 460
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	86, 800	83, 860	80, 590	104, 160	100, 630	96, 710
		3 歳児	96, 530	92, 440	88, 180	115, 850	110, 930	105, 820
		1、2 歳児	174, 480	162, 340	150, 180	209, 370	194, 800	180, 210
		乳児	272, 880	249, 470	226, 100	327, 460	299, 360	271, 320
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	76, 140	73, 190	70, 430	91, 370	87, 840	84, 520
		3 歳児	85, 880	81, 780	78, 020	103, 070	98, 140	93, 630
		1、2 歳児	163, 830	151, 680	140, 010	196, 590	182, 010	168, 000
		乳児	262, 230	238, 810	215, 920	314, 680	286, 570	259, 100
	61 人～	4 歳以上児	68, 600	65, 720	63, 040	82, 320	78, 870	75, 650
		3 歳児	78, 340	74, 300	70, 630	94, 010	89, 180	84, 750
		1、2 歳児	156, 280	144, 200	132, 620	187, 530	173, 050	159, 140
		乳児	254, 680	231, 340	208, 540	305, 620	277, 600	250, 240
6/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	177, 200	168, 360	165, 680	212, 650	202, 040	198, 810
		3 歳児	186, 660	176, 740	172, 990	224, 000	212, 090	207, 590
		1、2 歳児	262, 330	245, 010	234, 000	314, 790	294, 010	280, 800
		乳児	357, 460	329, 750	308, 380	428, 960	395, 690	370, 060
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	120, 150	113, 870	109, 900	144, 170	136, 650	131, 880
		3 歳児	129, 600	122, 250	117, 210	155, 530	146, 710	140, 650
		1、2 歳児	205, 260	190, 530	178, 220	246, 310	228, 630	213, 870
		乳児	300, 400	275, 260	252, 600	360, 470	330, 310	303, 120
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	108, 590	107, 080	103, 420	130, 310	128, 500	124, 110
		3 歳児	118, 040	115, 440	110, 730	141, 650	138, 530	132, 880
		1、2 歳児	193, 700	183, 720	171, 750	232, 440	220, 470	206, 090
		乳児	288, 850	268, 460	246, 130	346, 620	322, 150	295, 350
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	87, 200	84, 290	80, 900	104, 640	101, 160	97, 080
		3 歳児	96, 660	92, 660	88, 210	115, 990	111, 200	105, 860
		1、2 歳児	172, 310	160, 940	149, 220	206, 780	193, 120	179, 060
		乳児	267, 450	245, 680	223, 610	320, 940	294, 810	268, 320
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	84, 180	81, 410	78, 340	101, 020	97, 700	94, 020
		3 歳児	93, 640	89, 790	85, 650	112, 370	107, 740	102, 780

	51 人 ～60 人	1、2 歳児	169,300	158,060	146,670	203,160	189,660	175,990	
		乳児	264,440	242,800	221,040	317,330	291,360	265,240	
		4 歳以上児	73,840	71,190	68,440	88,610	85,430	82,130	
		3 歳児	83,300	79,560	75,750	99,960	95,470	90,900	
		1、2 歳児	158,960	147,830	136,760	190,760	177,390	164,110	
		乳児	254,100	232,580	211,140	304,910	279,090	253,370	
		4 歳以上児	66,630	63,910	61,250	79,950	76,710	73,510	
		3 歳児	76,090	72,280	68,570	91,310	86,730	82,280	
	61 人～	1、2 歳児	151,740	140,570	129,580	182,100	168,680	155,490	
		乳児	246,900	225,300	203,960	296,270	270,360	244,750	
		6 人 ～12 人	4 歳以上児	173,790	165,490	162,880	208,550	198,580	195,470
			3 歳児	183,020	173,690	170,090	219,620	208,430	204,110
	1、2 歳児		256,910	240,730	230,230	308,290	288,880	276,270	
	乳児		349,770	323,590	303,430	419,730	388,310	364,120	
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	117,940	111,980	108,170	141,530	134,380	129,810	
		3 歳児	127,180	120,180	115,380	152,630	144,220	138,470	
1、2 歳児		201,070	187,220	175,520	241,280	224,660	210,620		
乳児		293,930	270,080	248,720	352,710	324,090	298,470		
3/100 地域	20 人 ～30 人	4 歳以上児	106,040	104,680	101,180	127,260	125,630	121,420	
		3 歳児	115,290	112,900	108,380	138,340	135,480	130,060	
		1、2 歳児	189,160	179,930	168,530	227,000	215,900	202,230	
		乳児	282,040	262,790	241,720	338,440	315,340	290,070	
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	85,120	82,480	79,220	102,150	98,990	95,060	
		3 歳児	94,370	90,700	86,430	113,250	108,830	103,720	
		1、2 歳児	168,240	157,730	146,560	201,890	189,260	175,870	
		乳児	261,100	240,590	219,770	313,330	288,700	263,720	
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	82,300	79,510	76,700	98,770	95,420	92,040	
		3 歳児	91,550	87,730	83,910	109,850	105,280	100,690	
		1、2 歳児	165,430	154,760	144,040	198,510	185,710	172,850	
		乳児	258,300	237,630	217,250	309,950	285,160	260,690	
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	72,170	69,510	67,010	86,590	83,420	80,410	
		3 歳児	81,410	77,720	74,220	97,690	93,270	89,070	
		1、2 歳児	155,290	144,750	134,360	186,350	173,690	161,230	
		乳児	248,160	227,610	207,560	297,790	273,130	249,070	
61 人～	4 歳以上児	64,980	62,540	59,990	77,990	75,040	71,990		
	3 歳児	74,230	70,750	67,190	89,080	84,900	80,630		
	1、2 歳児	148,110	137,780	127,330	177,730	165,330	152,790		
	乳児	240,980	220,650	200,530	289,180	264,780	240,630		
その他地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	170,490	162,590	160,080	204,600	195,120	192,100	
		3 歳児	179,520	170,650	167,190	215,430	204,780	200,620	
		1、2 歳児	251,770	236,420	226,450	302,130	283,690	271,730	

		乳児	342, 070	317, 420	298, 590	410, 480	380, 910	358, 310
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	115, 610	109, 940	106, 300	138, 730	131, 920	127, 560
		3 歳児	124, 620	117, 990	113, 410	149, 560	141, 590	136, 090
		1、2 歳児	196, 900	183, 750	172, 670	236, 270	220, 500	207, 200
		乳児	287, 190	264, 770	244, 810	344, 610	317, 720	293, 770
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	103, 510	102, 300	98, 950	124, 210	122, 770	118, 740
		3 歳児	112, 540	110, 350	106, 050	135, 040	132, 430	127, 270
		1、2 歳児	184, 800	176, 130	165, 310	221, 750	211, 350	198, 370
		乳児	275, 090	257, 140	237, 460	330, 110	308, 570	284, 950
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	83, 050	80, 530	77, 410	99, 660	96, 640	92, 890
		3 歳児	92, 070	88, 580	84, 520	110, 480	106, 300	101, 430
		1、2 歳児	164, 340	154, 350	143, 780	197, 200	185, 220	172, 530
		乳児	254, 630	235, 370	215, 920	305, 550	282, 440	259, 100
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	80, 280	77, 760	74, 940	96, 350	93, 320	89, 930
		3 歳児	89, 320	85, 810	82, 050	107, 180	102, 980	98, 460
		1、2 歳児	161, 570	151, 590	141, 310	193, 890	181, 900	169, 570
		乳児	251, 870	232, 590	213, 450	302, 240	279, 110	256, 130
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	70, 510	67, 960	65, 600	84, 620	81, 550	78, 730
		3 歳児	79, 530	76, 010	72, 710	95, 440	91, 220	87, 250
		1、2 歳児	151, 790	141, 790	131, 970	182, 160	170, 140	158, 360
		乳児	242, 080	222, 790	204, 110	290, 500	267, 350	244, 930
	61 人～	4 歳以上児	63, 470	61, 150	58, 720	76, 170	73, 380	70, 470
		3 歳児	72, 500	69, 200	65, 830	87, 000	83, 050	79, 000
		1、2 歳児	144, 760	134, 970	125, 100	173, 710	161, 960	150, 110
		乳児	235, 060	215, 980	197, 240	282, 070	259, 180	236, 690

(地域区分)

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	多賀城市	10/100地域
	仙台市 富谷市 七ヶ浜町 大和町	6/100地域
	名取市 利府町 塩釜市 村田町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県	取手市 つくば市	16/100地域
	守谷市	15/100地域
	牛久市	12/100地域
	水戸市 土浦市 日立市 龍ヶ崎市 石岡市 稲敷市 阿見町	10/100地域
	古河市 ひたちなか市 神栖市 つくばみらい市 那珂市 坂東市 常総市 利根町 大洗町 五霞町 境町 河内町 東海村	6/100地域
	筑西市 笠間市 鹿嶋市 結城市 常陸太田市 桜川市 下妻市 潮来市 城里町 茨城市 八千代町	3/100地域
栃木県	宇都宮市 大田原市 下野市、野木町、さくら市	6/100地域
	鹿沼市 小山市 栃木市 真岡市 日光市 佐野市 芳賀町 壬生町 上三川町	3/100地域
群馬県	高崎市 明和町	6/100地域
	前橋市 太田市 渋川市 沼田市 桐生市 みどり市 伊勢崎市 東吾妻町 吉岡町 玉村町 大泉町 千代田町 板倉町 榛東村	3/100地域
埼玉県	和光市	16/100地域
	さいたま市 志木市 蕨市	15/100地域
	東松山市 朝霞市 狭山市 ふじみ野市	12/100地域
	鶴ヶ島市 新座市 富士見市 坂戸市 桶川市	10/100地域
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市 入間市 三郷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 羽生市 深谷市 北本市 八潮市 蓮田市 幸手市 吉川市 白岡市 三芳町 鳩山町 杉戸町 滑川町 伊奈町 宮代町 松伏町 ときがわ町 川島町 熊谷市 日高市 毛呂山町 嵐山町 吉見町 越生町	6/100地域
		3/100地域
千葉県	印西市 袖ヶ浦市 我孫子市	16/100地域
	千葉市 成田市 習志野市	15/100地域
	船橋市 浦安市	12/100地域
	市川市 松戸市 富津市 四街道市 八千代市 佐倉市 市原市	10/100地域
	茂原市 柏市 白井市 野田市 東金市 流山市 鎌ヶ谷市 大網白里市 木更津市 君津市 香取市 酒々井町 栄町 白子町 長柄町 長南町	6/100地域
	八街市 山武市 富里市 芝山町 九十九里町 大多喜町 鴨川市	3/100地域
東京都	特別区	20/100地域
	武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市 調布市 小平市 日野市	16/100地域
	国立市 福生市 稲城市 西東京市 八王子市 府中市 昭島市 青梅市 東村山市 小金井市 三鷹市	15/100地域
	立川市 東久留米市 東大和市	12/100地域
	あきる野市 羽村市 日の出町 檜原村	10/100地域
	奥多摩町	6/100地域
神奈川県	武蔵村山市 瑞穂町	3/100地域
	横浜市 川崎市 厚木市	16/100地域
	鎌倉市 逗子市	15/100地域
	海老名市 相模原市 藤沢市 座間市 愛川町	12/100地域
	横須賀市 大和市 茅ヶ崎市 綾瀬市 平塚市 伊勢原市 小田原市 三浦市 寒川町 葉山町	10/100地域
	秦野市 二宮町 大磯町 山北町 大井町 中井町 清川村 箱根町	6/100地域
新潟県	新潟市	3/100地域
富山県	富山市 南砺市 立山町 上市町 舟橋村	3/100地域
石川県	金沢市 内灘町 津幡町	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	南アルプス市 上野原市 北杜市 甲斐市 昭和町 中央市 早川町 市川三郷町 身延町 富士河口湖町 道志村 南部町	3/100地域
長野県	塩尻市	6/100地域
	長野市 松本市 諏訪市 伊那市 大町市 上田市 岡谷市 茅野市 飯田市 長和町 下諏訪町 辰野町 木曽町 箕輪町 筑北村 朝日村 木祖村 南箕輪村 大鹿村	3/100地域
岐阜県	岐阜市 海津市	6/100地域
	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 瑞穂市 高山市 本巣市 関市 羽島市 土岐市 神戸町 北方町 坂祝町 御嵩町 岐南町 笠松町 安八町 八百津町	3/100地域
静岡県	裾野市	15/100地域
	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	6/100地域
	浜松市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 函南町 清水町 長泉町 小山市 川根本町 森町	3/100地域

都道府県	市 町 村	級地
愛 知 県	刈谷市 豊田市 日進市	16/100地場
	名古屋市中区 豊明市	15/100地場
	西尾市 知多市 みよし市 知立市 清須市 長久手市 東郷町	10/100地場
	瀬戸市 碧南市 大府市 岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市 愛西市 稲沢市 東海市 田原市 豊川市 尾張旭市 岩倉市 北名古屋市中区 あま市 高浜市 蒲郡市 幸田町 豊山町 大治町 蟹江町 飛島村	6/100地場
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市 常滑市 新城市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 武豊町	3/100地場
三 重 県	鈴鹿市	12/100地場
	四日市市	10/100地場
	津市 桑名市 亀山市 木曽岬町	6/100地場
	名張市 伊賀市 いなべ市 東員町 朝日町 川越町 菟野町	3/100地場
滋 賀 県	大津市 草津市 栗東市	10/100地場
	守山市 彦根市 甲賀市 野洲市	6/100地場
	長浜市 東近江市 湖南市 高島市 米原市 愛荘町 多賀町 竜王町 日野町	3/100地場
京 都 府	長岡京市	16/100地場
	京田辺市	12/100地場
	京都市 向日市	10/100地場
	宇治市 亀岡市 木津川市 八幡市 城陽市 南丹市 精華町 久御山町 宇治田原町 和束町 笠置町 大山崎町	6/100地場
	井手町 南山城村	3/100地場
大 阪 府	大阪市 守口市	16/100地場
	門真市 高槻市 高石市 池田市 大東市 大阪狭山市	15/100地場
	吹田市 寝屋川市 箕面市 豊中市 松原市 羽曳野市	12/100地場
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市 摂津市 柏原市 交野市 藤井寺市 島本町	10/100地場
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 貝塚市 泉南市 阪南市 四條畷市 熊取町 田尻町 岬町 太子町 豊能町 忠岡町 河南町 能勢町 千早赤阪村	6/100地場
兵 庫 県	芦屋市 西宮市 宝塚市	15/100地場
	神戸市	12/100地場
	尼崎市 伊丹市 三田市 川西市 高砂市	10/100地場
	明石市 赤穂市 篠山市 猪名川町	6/100地場
	姫路市 加古川市 三木市 加西市 加東市 小野市 播磨町 稲美町	3/100地場
奈 良 県	大塚市	12/100地場
	奈良市 大和郡山形市 川西町	10/100地場
	大和高田市 橿原市 香芝市 御所市 生駒市 葛城市 王寺町 斑鳩町 平群町 三郷町 安堵町 上牧町 広陵町 河合町	6/100地場
	桜井市 宇陀市 五條市 三宅町 田原本町 高取町 吉野町 山添村 曽爾村 明日香村	3/100地場
和 歌 山 県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	6/100地場
鳥 取 県		
島 根 県		
岡 山 県	岡山市 備前市 玉野市	3/100地場
広 島 県	広島市 府中町	10/100地場
	廿日市市 三原市 東広島市 安芸高田市 竹原市 呉市 海田町 坂町 安芸太田町 世羅町 熊野町	3/100地場
山 口 県	周南市 岩国市	3/100地場
徳 島 県	徳島市 鳴門市 阿南市 小松島市 美馬市 藍住町 北島町 松茂町 勝浦町	3/100地場
香 川 県	高松市	6/100地場
	坂出市 さぬき市 三木町 綾川町	3/100地場
愛 媛 県		
高 知 県		
福 岡 県	福岡市 春日市 福津市	10/100地場
	太宰府市 糸島市 大野城市 新宮町 粕屋町 那珂川町 志免町	6/100地場
	北九州市 筑紫野市 古賀市 宮若市 飯塚市 宇美町 篠栗町 須恵町 久山町	3/100地場
佐 賀 県	佐賀市 吉野ヶ里町	6/100地場
	鳥栖市	3/100地場
長 崎 県	長崎市	3/100地場
熊 本 県		
大 分 県		
宮 崎 県		
鹿 児 島 県		
沖 縄 県		

※ 上記に記載のない市町村は「その他地域」

②処遇改善等加算Ⅰ

別紙２のとおりとする。

③処遇改善等加算Ⅱ

別紙３のとおりとする。

④延長保育加算（１事業当たり年額）

延長時間区分	定員 20 人以上	定員 19 人以下	
		保育士比率 100%	保育士比率 100%未満
30 分	276,000 円	276,000 円	276,000 円
1 時間	1,533,000 円	1,231,000 円	1,231,000 円
2～3 時間	2,428,000 円	1,529,000 円	1,529,000 円
4～5 時間	5,069,000 円	3,906,000 円	3,906,000 円
6 時間以上	5,966,000 円	4,539,000 円	4,539,000 円

⑤夜間保育加算（１人当たり月額）

定員区分	年齢区分	基準額
6 ～ 12 人	3 歳以上児	53,000
	3 歳未満児	51,000
13 ～ 19 人	3 歳以上児	37,000
	3 歳未満児	34,000
20 ～ 30 人	3 歳以上児	26,000
	3 歳未満児	24,000
31 ～ 40 人	3 歳以上児	22,000
	3 歳未満児	20,000
41 ～ 50 人	3 歳以上児	19,000
	3 歳未満児	17,000
51 ～ 60 人	3 歳以上児	17,000
	3 歳未満児	15,000
61 人 ～	3 歳以上児	16,000
	3 歳未満児	14,000

⑥非正規労働者受入推進加算（1事業当たり月額）

非正規受入定員区分	基準額
1人	8,000 円
2人	16,000 円
3人	24,000 円
4人	32,000 円
5人	40,000 円
6人	48,000 円
7人	56,000 円
8人	64,000 円
9人	72,000 円
10人以上	80,000 円

⑦病児保育加算

ア 病児対応型（1事業当たり年額）

(ア) 基本分 7,037,000 円

(イ) 加算分

年間延べ利用児童数	基準額
50人以上 100人未満	1,000,000 円
100人以上 150人未満	1,500,000 円
150人以上 200人未満	2,000,000 円
200人以上 300人未満	3,000,000 円
300人以上 400人未満	4,000,000 円
400人以上 500人未満	5,000,000 円
500人以上 600人未満	6,000,000 円
600人以上 700人未満	7,000,000 円
700人以上 800人未満	8,000,000 円
800人以上 900人未満	9,000,000 円
900人以上 1,000人未満	10,000,000 円
1,000人以上 1,100人未満	11,000,000 円
1,100人以上 1,200人未満	12,000,000 円
1,200人以上 1,300人未満	13,000,000 円
1,300人以上 1,400人未満	14,000,000 円
1,400人以上 1,500人未満	15,000,000 円
1,500人以上 1,600人未満	16,000,000 円
1,600人以上 1,700人未満	17,000,000 円
1,700人以上 1,800人未満	18,000,000 円
1,800人以上 1,900人未満	19,000,000 円
1,900人以上 2,000人未満	20,000,000 円
2,000人以上 2,200人未満	20,900,000 円

※ 2,200人以上の場合は別途協議

イ 病後児対応型（1 事業当たり年額）

(ア) 基本分 5,187,000 円

(イ) 加算分

年間延べ利用児童数	基準額
50 人以上 100 人未満	1,300,000 円
100 人以上 150 人未満	1,410,000 円
150 人以上 200 人未満	1,880,000 円
200 人以上 300 人未満	2,820,000 円
300 人以上 400 人未満	3,760,000 円
400 人以上 500 人未満	4,700,000 円
500 人以上 600 人未満	5,640,000 円
600 人以上 700 人未満	6,580,000 円
700 人以上 800 人未満	7,520,000 円
800 人以上 900 人未満	8,460,000 円
900 人以上 1,000 人未満	9,400,000 円
1,000 人以上 1,100 人未満	10,340,000 円
1,100 人以上 1,200 人未満	11,280,000 円
1,200 人以上 1,300 人未満	12,220,000 円
1,300 人以上 1,400 人未満	13,160,000 円
1,400 人以上 1,500 人未満	14,100,000 円
1,500 人以上 1,600 人未満	15,040,000 円
1,600 人以上 1,700 人未満	15,980,000 円
1,700 人以上 1,800 人未満	16,920,000 円
1,800 人以上 1,900 人未満	17,860,000 円
1,900 人以上 2,000 人未満	18,800,000 円
2,000 人以上 2,200 人未満	19,646,000 円

※ 2,200 人以上の場合は別途協議

ウ 体調不良児対応型（1 事業当たり年額） 4,496,000 円

⑧預かりサービス加算

ア(ア) 一般型 (1事業当たり年額)

年間延べ利用児童数	基準額
300 人未満	2,751,000 円
300 人以上 900 人未満	3,051,000 円
900 人以上 1,500 人未満	3,267,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	4,719,000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	6,171,000 円
2,700 人以上 3,300 人未満	7,623,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	9,075,000 円
3,900 人以上 4,500 人未満	10,527,000 円
4,500 人以上 5,100 人未満	11,979,000 円
5,100 人以上 5,700 人未満	13,431,000 円
5,700 人以上 6,300 人未満	14,883,000 円
6,300 人以上 6,900 人未満	16,335,000 円
6,900 人以上 7,500 人未満	17,787,000 円
7,500 人以上 8,100 人未満	19,239,000 円
8,100 人以上 8,700 人未満	20,691,000 円
8,700 人以上 9,300 人未満	22,143,000 円
9,300 人以上 9,900 人未満	23,595,000 円
9,900 人以上 10,500 人未満	25,047,000 円
10,500 人以上 11,100 人未満	26,499,000 円
11,100 人以上 11,700 人未満	27,951,000 円
11,700 人以上 12,300 人未満	29,403,000 円
12,300 人以上 12,900 人未満	30,855,000 円
12,900 人以上 13,500 人未満	32,307,000 円
13,500 人以上 14,100 人未満	33,759,000 円
14,100 人以上 14,700 人未満	35,211,000 円
14,700 人以上 15,300 人未満	36,663,000 円
15,300 人以上 15,900 人未満	38,115,000 円
15,900 人以上 16,500 人未満	39,567,000 円
16,500 人以上 17,100 人未満	41,019,000 円
17,100 人以上 17,700 人未満	42,471,000 円
17,700 人以上 18,300 人未満	43,923,000 円
18,300 人以上 18,900 人未満	45,375,000 円
18,900 人以上 19,500 人未満	46,827,000 円
19,500 人以上 20,100 人未満	48,279,000 円

※ 20,100 人以上の場合は別途協議

(イ) 特別支援児童 (障害児・多胎児) 加算 (児童 1 人当たり日額) 3,600 円

イ 余裕活用型 (児童 1 人当たり日額)

(ア) 基本分 2,400 円

(イ) 特別支援児童 (障害児・多胎児) 加算 (児童 1 人当たり日額) 3,600 円

⑨賃借料加算（1事業当たり年額）

定員区分	加算額
6 ～ 12 人	2,390,000 円
13 ～ 19 人	4,021,000 円
20 ～ 30 人	4,168,000 円
31 ～ 40 人	4,967,000 円
41 ～ 50 人	5,617,000 円
51 ～ 60 人	5,617,000 円
61 人 ～	5,794,000 円

⑩保育補助者雇上強化加算（1事業当たり年額） 2,338,000 円

⑪防犯・安全対策強化加算

ア 中小企業事業主（1事業当たり年額） 200,000 円

イ ア以外（1事業当たり年額） 100,000 円

⑫運営支援システム導入加算（中小企業事業主に限る。1事業当たり年額） 1,000,000 円

⑬連携推進加算（1事業当たり年額） 4,749,000 円

⑭改修支援加算（別紙6）

以下のア及びイの合計額と、建物の改修等に要した費用に 3/4 を乗じた額を比較していずれか少ない方の額に 1/10 を乗じた額

※ 事業実施年度から連続する 10 年間を限度として加算する。

ア 基本分

定員 19 名以下 15,000 千円

定員 20 名以上 59 名以下 24,000 千円

定員 60 名以上 45,000 千円

イ 加算分

児童の安全性を考慮する等、建物の入口周辺等を児童向けの環境に整備した場合 11,380 千円

⑮改修実施加算

ア 賃借料加算 「⑨賃借料加算」の定めに準じた額

※ 賃貸物件を改修等した場合において、改修工事の着工から完了までの期間の賃借料について、⑭改修支援加算の申請初年度に限り加算する。

イ 共同設置・共同利用連携加算 1,000 千円

※ 中小企業事業主が他の企業との共同背設置、共同利用について、企業間で検討、相談、準備等を行う場合に加算する。

※ ⑭改修支援加算の申請初年度に限り加算する。

⑩処遇改善等加算Ⅲ

別紙 8 のとおりとする。

⑪障害児保育加算

別紙 9 のとおりとする。

⑫医療的ケア児保育支援加算

別紙 10 のとおりとする。

処遇改善等加算Ⅰについて

1. 目的

保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算（以下「処遇改善等加算Ⅰ」という。）を行うもの。

2. 加算対象施設

企業主導型保育事業を実施する全ての施設を対象とする。

3. 加算の認定

処遇改善等加算Ⅰの認定は、実施機関が行うこととする。実施機関は、認定結果を施設の設置者に通知することとする。

4. 加算に係る使途

企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金は、その使途を制限しないことを基本としているが、処遇改善等加算Ⅰに係る加算額については、1.の目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の賃金改善に充てるものとする。

5. 加算申請書の提出時期

加算の認定を受けようとする場合、実施機関の定める日までに、施設ごとに、加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）及びキャリアパス要件届出書を企業主導型保育事業ポータル（<https://www.kigyounaihoiku.jp/>）の公金管理システム（以下「公金管理システム」という。）により、実施機関に提出するものとする。

6. 実施方法

（1）実施機関は、5.の規定により「加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」、「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」及び「キャリアパス要件届出書」（別紙3の処遇改善等加算Ⅱを受ける場合を除く。）を提出させ加算の適用の可否を確認すること。なお、処遇改善等加算Ⅱを受けていることをもって、キャリアパス要件に適合したものとする。

（2）加算の要件

① 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

ア 基準年度（当該施設において最初に処遇改善等加算Ⅰを取得した年度の前年度）の職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下、別紙2において同じ。）の賃金水準（退職手当を除く。基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に対して改善するものであること。

イ ②イにより算定される賃金改善見込額が②アにより算定される加算見込額以上であること。

② 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

ア 加算見込額

（算式）

「助成申請（もしくは助成決定時）における賃金改善実施期間の各月「在籍見込み児童数」の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数」×「8. 処遇改善等加算Ⅰ定員別加算額」×「12 月（賃金改善実施期間が 12 月に満たないときは、開所したときから直近の 3 月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て。）

イ 賃金改善見込額

各施設において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅱ及び処遇改善等加算Ⅲによる賃金改善見込み額（別紙 3 の 6.（2）⑪イ及び別紙 8 の 7.（2）カ）を除く。）の総額

ウ 賃金改善を行う給与項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載すること。なお、法人の役員を兼務している職員については、本加算を役員報酬に充ててはならないこと。

エ 賃金改善実施期間

4 月から翌年 3 月まで（年度の途中に開所した施設については、開所したときから直近の 3 月まで）

オ 賃金改善を行う方法

賃金改善の実施時期や 1 人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること。

③ ②アの在籍見込み児童数の算出に当たっての各月在籍見込み児童数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

④ ⑤アの加算実績額と⑤オの賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、その全額を実施機関へ返還すること。

⑤ 年度終了後速やかに、実施機関に対して以下の事項を含んだ「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）」を公金管理システムにより提出すること。

ア 加算実績額

当該年度における実際の利用児童数に応じた処遇改善等加算Ⅰの総額（実績）とする。

イ 賃金改善実施期間

ウ イの期間における次の事項 a)

対象となる職員の総数

b) 賃金改善を実施した職員数

c) 職員に支給した賃金総額

d) 職員一人当たりの賃金月額

エ 実施した賃金改善の方法

オ エの実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅱ及び処遇改善等加算Ⅲによる賃金改善額（別紙 3 の 6.（2）⑬オ及び別紙 8 の 7.（3）オ）を除く。千円未満の端数は切り捨て）

次の a) から b) を控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

a) 賃金改善を行った場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅱ及び処遇改善等加算Ⅲによる賃金改善額（別紙 3 の 6.（2）⑬オ及び別紙 8 の 7.（3）オ）を除く。）

b) 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）

カ アの加算実績額とオの賃金改善の実施に要した費用の総額の差額残額が生じた場合に限る。) キ
職員1人当たりの賃金改善額

- ⑥ 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）とすること。なお、法人の役員を兼務している職員については、本加算を役員報酬に充ててはならないこと。また、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設の実情に応じて決定するものとする。
- ⑦ 賃金改善要件分に係る支給を受けた施設は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。
- ⑧ 複数の施設の助成決定を受けた事業実施者である場合は、⑤アの加算実績額の合計額の範囲で、同一事業実施者が設置した複数の施設間で配分を行うことができること。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設の加算実績額により、実績報告書を作成することとする。その際、施設ごとの内訳表を添付すること。
- ⑨ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。
- ⑩ 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設の実情に応じた方法によるものとする。
- ⑪ 次のア及びイのいずれにも適合していること。なお、実施機関に「キャリアパス要件届出書」を提出すること又は別紙3の処遇改善等加算Ⅱを受けていることをもってキャリアパス要件に適合したものとする。

ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a) 施設職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b) a) に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- c) a) 及び b) の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設職員に周知していること。

イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a) 施設職員の職務内容等を踏まえ、施設職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の i) 及び ii) に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保するよう努めること。
 - ⅰ 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設職員の能力評価を行うこと。
 - ⅱ 保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- b) a) について、全ての施設職員に周知していること。

7. 虚偽等の場合の返還措置

施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、実施機関が当該施設に対して既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講じることとする。

8. 処遇改善等加算Ⅰ定員別加算額
(1日11時間開所の事業所の場合)

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日11時間開所、週6日開所の場合			1日11時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	4,490	4,240	4,170	5,390	5,090	5,000
		3歳児	4,740	4,450	4,350	5,690	5,340	5,220
		1、2歳児	6,510	5,990	5,670	7,810	7,190	6,800
		乳児	9,050	8,210	7,590	10,860	9,840	9,100
	13人 ～19人	4歳以上児	3,020	2,840	2,730	3,630	3,410	3,270
		3歳児	3,270	3,060	2,910	3,920	3,660	3,490
		1、2歳児	5,040	4,600	4,230	6,050	5,520	5,070
		乳児	7,580	6,810	6,150	9,090	8,180	7,380
	20人 ～30人	4歳以上児	2,780	2,720	2,610	3,330	3,270	3,130
		3歳児	3,020	2,930	2,790	3,630	3,520	3,340
		1、2歳児	4,800	4,480	4,110	5,760	5,370	4,930
		乳児	7,340	6,690	6,030	8,810	8,020	7,230
	31人 ～40人	4歳以上児	2,200	2,120	2,010	2,640	2,540	2,410
		3歳児	2,440	2,330	2,190	2,930	2,790	2,620
		1、2歳児	4,220	3,870	3,510	5,050	4,640	4,210
		乳児	6,760	6,090	5,430	8,100	7,300	6,510
	41人 ～50人	4歳以上児	2,110	2,030	1,950	2,520	2,430	2,340
		3歳児	2,350	2,240	2,130	2,820	2,680	2,550
		1、2歳児	4,130	3,780	3,450	4,950	4,540	4,140
		乳児	6,670	5,990	5,370	7,990	7,190	6,440
	51人 ～60人	4歳以上児	1,830	1,750	1,680	2,200	2,100	2,010
		3歳児	2,080	1,960	1,860	2,480	2,360	2,230
		1、2歳児	3,850	3,510	3,180	4,620	4,210	3,810
		乳児	6,390	5,720	5,100	7,670	6,860	6,120
	61人～	4歳以上児	1,650	1,570	1,500	1,970	1,880	1,800
		3歳児	1,890	1,780	1,680	2,270	2,140	2,010
		1、2歳児	3,670	3,330	3,000	4,400	3,990	3,600
		乳児	6,210	5,540	4,920	7,440	6,640	5,900
16/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	4,400	4,150	4,080	5,280	4,970	4,890
		3歳児	4,650	4,360	4,260	5,570	5,230	5,110
		1、2歳児	6,360	5,870	5,550	7,620	7,040	6,660
		乳児	8,810	8,020	7,440	10,560	9,630	8,920
	13人 ～19人	4歳以上児	2,930	2,780	2,670	3,510	3,340	3,200
		3歳児	3,180	2,990	2,850	3,810	3,590	3,420
		1、2歳児	4,890	4,510	4,140	5,870	5,410	4,960

		乳児	7, 340	6, 660	6, 030	8, 810	7, 990	7, 230
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	2, 690	2, 630	2, 550	3, 220	3, 160	3, 060
		3 歳児	2, 930	2, 840	2, 730	3, 510	3, 410	3, 270
		1、2 歳児	4, 650	4, 360	4, 020	5, 570	5, 230	4, 820
		乳児	7, 090	6, 510	5, 910	8, 510	7, 810	7, 090
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	2, 140	2, 060	1, 980	2, 570	2, 460	2, 370
		3 歳児	2, 380	2, 270	2, 160	2, 850	2, 720	2, 590
		1、2 歳児	4, 100	3, 780	3, 450	4, 910	4, 540	4, 140
		乳児	6, 540	5, 930	5, 340	7, 850	7, 120	6, 400
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	2, 050	1, 960	1, 890	2, 450	2, 360	2, 260
		3 歳児	2, 290	2, 180	2, 070	2, 750	2, 610	2, 480
		1、2 歳児	4, 000	3, 690	3, 360	4, 800	4, 430	4, 030
		乳児	6, 450	5, 840	5, 250	7, 740	7, 000	6, 300
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	1, 800	1, 720	1, 650	2, 160	2, 070	1, 980
		3 歳児	2, 050	1, 930	1, 830	2, 450	2, 320	2, 190
		1、2 歳児	3, 760	3, 450	3, 120	4, 500	4, 140	3, 740
		乳児	6, 210	5, 600	5, 010	7, 440	6, 720	6, 010
	61 人～	4 歳以上児	1, 620	1, 540	1, 470	1, 930	1, 840	1, 760
		3 歳児	1, 860	1, 750	1, 650	2, 230	2, 100	1, 980
		1、2 歳児	3, 580	3, 270	2, 940	4, 290	3, 910	3, 520
		乳児	6, 020	5, 420	4, 830	7, 230	6, 500	5, 790
15/100 地域	6 人～12 人	4 歳以上児	4, 370	4, 120	4, 050	5, 240	4, 930	4, 860
		3 歳児	4, 590	4, 330	4, 230	5, 500	5, 190	5, 070
		1、2 歳児	6, 300	5, 810	5, 520	7, 550	6, 970	6, 620
		乳児	8, 750	7, 960	7, 380	10, 490	9, 550	8, 850
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	2, 930	2, 750	2, 640	3, 510	3, 300	3, 160
		3 歳児	3, 150	2, 960	2, 820	3, 770	3, 550	3, 380
		1、2 歳児	4, 860	4, 450	4, 110	5, 830	5, 340	4, 930
		乳児	7, 310	6, 600	5, 970	8, 770	7, 910	7, 160
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	2, 660	2, 630	2, 520	3, 190	3, 160	3, 020
		3 歳児	2, 870	2, 840	2, 700	3, 440	3, 410	3, 240
		1、2 歳児	4, 590	4, 330	3, 990	5, 500	5, 190	4, 780
		乳児	7, 030	6, 480	5, 850	8, 440	7, 770	7, 020
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	2, 110	2, 030	1, 950	2, 520	2, 430	2, 340
		3 歳児	2, 320	2, 240	2, 130	2, 780	2, 680	2, 550
		1、2 歳児	4, 030	3, 720	3, 420	4, 840	4, 460	4, 100
		乳児	6, 480	5, 870	5, 280	7, 780	7, 040	6, 330
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	2, 050	1, 960	1, 890	2, 450	2, 360	2, 260
		3 歳児	2, 260	2, 180	2, 070	2, 710	2, 610	2, 480
		1、2 歳児	3, 970	3, 660	3, 360	4, 770	4, 390	4, 030
		乳児	6, 420	5, 810	5, 220	7, 710	6, 970	6, 260

	51 人 ～60 人	4 歳以上児	1, 770	1, 690	1, 620	2, 120	2, 030	1, 940
		3 歳児	1, 980	1, 900	1, 800	2, 380	2, 280	2, 160
		1、2 歳児	3, 700	3, 390	3, 090	4, 430	4, 070	3, 700
		乳児	6, 150	5, 540	4, 950	7, 370	6, 640	5, 940
	61 人～	4 歳以上児	1, 590	1, 510	1, 440	1, 900	1, 810	1, 720
		3 歳児	1, 800	1, 720	1, 620	2, 160	2, 070	1, 940
		1、2 歳児	3, 510	3, 210	2, 910	4, 220	3, 840	3, 490
		乳児	5, 960	5, 360	4, 770	7, 160	6, 430	5, 720
12/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	4, 280	4, 060	3, 990	5, 140	4, 860	4, 780
		3 歳児	4, 490	4, 240	4, 170	5, 390	5, 090	5, 000
		1、2 歳児	6, 180	5, 720	5, 430	7, 410	6, 860	6, 510
		乳児	8, 560	7, 840	7, 260	10, 280	9, 410	8, 710
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	2, 870	2, 690	2, 610	3, 440	3, 230	3, 130
		3 歳児	3, 090	2, 870	2, 790	3, 700	3, 450	3, 340
		1、2 歳児	4, 770	4, 360	4, 050	5, 720	5, 230	4, 860
		乳児	7, 160	6, 480	5, 880	8, 580	7, 770	7, 050
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	2, 600	2, 570	2, 460	3, 120	3, 090	2, 950
		3 歳児	2, 810	2, 750	2, 640	3, 370	3, 300	3, 160
		1、2 歳児	4, 490	4, 240	3, 900	5, 390	5, 090	4, 680
		乳児	6, 880	6, 360	5, 730	8, 260	7, 630	6, 870
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	2, 080	1, 990	1, 920	2, 480	2, 390	2, 300
		3 歳児	2, 290	2, 180	2, 100	2, 750	2, 610	2, 520
		1、2 歳児	3, 970	3, 660	3, 360	4, 770	4, 390	4, 030
		乳児	6, 360	5, 780	5, 190	7, 620	6, 930	6, 220
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	1, 980	1, 930	1, 860	2, 380	2, 320	2, 230
		3 歳児	2, 200	2, 120	2, 040	2, 640	2, 540	2, 440
		1、2 歳児	3, 880	3, 600	3, 300	4, 660	4, 320	3, 960
		乳児	6, 270	5, 720	5, 130	7, 520	6, 860	6, 150
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	1, 740	1, 660	1, 590	2, 090	1, 990	1, 900
		3 歳児	1, 950	1, 840	1, 770	2, 340	2, 210	2, 120
		1、2 歳児	3, 640	3, 330	3, 030	4, 360	3, 990	3, 630
		乳児	6, 020	5, 450	4, 860	7, 230	6, 540	5, 830
	61 人～	4 歳以上児	1, 560	1, 480	1, 410	1, 860	1, 770	1, 690
		3 歳児	1, 770	1, 660	1, 590	2, 120	1, 990	1, 900
		1、2 歳児	3, 450	3, 150	2, 850	4, 140	3, 770	3, 420
		乳児	5, 840	5, 270	4, 680	7, 000	6, 320	5, 610
10/100 地域	6 人～12 人	4 歳以上児	4, 220	3, 990	3, 930	5, 050	4, 790	4, 710
		3 歳児	4, 430	4, 180	4, 110	5, 320	5, 000	4, 930
		1、2 歳児	6, 080	5, 630	5, 370	7, 300	6, 750	6, 440
		乳児	8, 440	7, 720	7, 170	10, 120	9, 270	8, 600
		4 歳以上児	2, 840	2, 660	2, 580	3, 400	3, 190	3, 090

	13 人 ～19 人	3 歳児	3,060	2,840	2,760	3,670	3,410	3,310
		1、2 歳児	4,710	4,300	4,020	5,650	5,160	4,820
		乳児	7,060	6,390	5,820	8,470	7,660	6,980
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	2,570	2,510	2,430	3,080	3,000	2,910
		3 歳児	2,780	2,690	2,610	3,330	3,230	3,130
		1、2 歳児	4,430	4,150	3,870	5,320	4,970	4,640
		乳児	6,790	6,240	5,670	8,140	7,480	6,800
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	2,050	1,960	1,890	2,450	2,360	2,260
		3 歳児	2,260	2,150	2,070	2,710	2,570	2,480
		1、2 歳児	3,910	3,600	3,330	4,690	4,320	3,990
		乳児	6,270	5,690	5,130	7,520	6,820	6,150
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	1,950	1,900	1,830	2,340	2,280	2,190
		3 歳児	2,170	2,090	2,010	2,600	2,500	2,410
		1、2 歳児	3,820	3,540	3,270	4,590	4,250	3,920
		乳児	6,180	5,630	5,070	7,410	6,750	6,080
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	1,710	1,630	1,590	2,050	1,950	1,900
		3 歳児	1,920	1,810	1,770	2,300	2,180	2,120
		1、2 歳児	3,580	3,270	3,030	4,290	3,910	3,630
		乳児	5,930	5,360	4,830	7,110	6,430	5,790
	61 人～	4 歳以上児	1,530	1,450	1,410	1,830	1,730	1,690
		3 歳児	1,740	1,630	1,590	2,090	1,950	1,900
		1、2 歳児	3,390	3,090	2,850	4,060	3,700	3,420
		乳児	5,750	5,180	4,650	6,890	6,210	5,580
6/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	4,130	3,900	3,840	4,950	4,680	4,600
		3 歳児	4,340	4,090	3,990	5,210	4,900	4,780
		1、2 歳児	5,930	5,510	5,250	7,110	6,610	6,300
		乳児	8,200	7,540	7,020	9,830	9,040	8,420
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	2,750	2,600	2,520	3,300	3,120	3,020
		3 歳児	2,960	2,780	2,670	3,550	3,340	3,200
		1、2 歳児	4,550	4,210	3,930	5,460	5,050	4,710
		乳児	6,820	6,240	5,700	8,180	7,480	6,840
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	2,470	2,450	2,370	2,960	2,930	2,840
		3 歳児	2,690	2,630	2,520	3,220	3,160	3,020
		1、2 歳児	4,280	4,060	3,780	5,140	4,860	4,530
		乳児	6,540	6,090	5,550	7,850	7,300	6,660
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	1,980	1,900	1,830	2,380	2,280	2,190
		3 歳児	2,200	2,090	1,980	2,640	2,500	2,370
		1、2 歳児	3,790	3,510	3,240	4,540	4,210	3,880
		乳児	6,050	5,540	5,010	7,260	6,640	6,010
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	1,890	1,840	1,770	2,270	2,210	2,120
		3 歳児	2,110	2,030	1,920	2,520	2,430	2,300

		1、2歳児	3,700	3,450	3,180	4,430	4,140	3,810	
		乳児	5,960	5,480	4,950	7,160	6,570	5,940	
	51 人 ～60 人	4歳以上児	1,650	1,600	1,530	1,970	1,910	1,830	
		3歳児	1,860	1,780	1,680	2,230	2,140	2,010	
		1、2歳児	3,450	3,210	2,940	4,140	3,840	3,520	
		乳児	5,720	5,240	4,710	6,860	6,280	5,650	
	61 人～	4歳以上児	1,490	1,420	1,350	1,790	1,700	1,620	
		3歳児	1,710	1,600	1,500	2,050	1,910	1,800	
		1、2歳児	3,300	3,030	2,760	3,950	3,630	3,310	
		乳児	5,560	5,060	4,530	6,680	6,070	5,430	
	3/100 地域	6 人 ～12 人	4歳以上児	4,030	3,840	3,780	4,840	4,610	4,530
			3歳児	4,250	4,020	3,930	5,100	4,820	4,710
1、2歳児			5,780	5,420	5,160	6,930	6,500	6,190	
乳児			8,010	7,390	6,900	9,610	8,860	8,280	
13 人 ～19 人		4歳以上児	2,720	2,570	2,490	3,260	3,090	2,980	
		3歳児	2,930	2,750	2,640	3,510	3,300	3,160	
		1、2歳児	4,460	4,150	3,870	5,350	4,970	4,640	
		乳児	6,700	6,120	5,610	8,030	7,340	6,730	
20 人 ～30 人		4歳以上児	2,410	2,390	2,310	2,890	2,860	2,770	
		3歳児	2,630	2,570	2,460	3,150	3,090	2,950	
		1、2歳児	4,160	3,960	3,690	4,980	4,750	4,420	
		乳児	6,390	5,930	5,430	7,670	7,120	6,510	
31 人 ～40 人		4歳以上児	1,920	1,870	1,800	2,300	2,250	2,160	
		3歳児	2,140	2,060	1,950	2,570	2,460	2,340	
		1、2歳児	3,670	3,450	3,180	4,400	4,140	3,810	
		乳児	5,900	5,420	4,920	7,070	6,500	5,900	
41 人 ～50 人		4歳以上児	1,860	1,780	1,740	2,230	2,140	2,080	
		3歳児	2,080	1,960	1,890	2,480	2,360	2,260	
		1、2歳児	3,610	3,360	3,120	4,320	4,020	3,740	
		乳児	5,840	5,330	4,860	7,000	6,390	5,830	
51 人 ～60 人		4歳以上児	1,620	1,540	1,500	1,930	1,840	1,800	
		3歳児	1,830	1,720	1,650	2,200	2,070	1,980	
		1、2歳児	3,360	3,120	2,880	4,030	3,730	3,450	
		乳児	5,590	5,090	4,620	6,710	6,100	5,540	
61 人～	4歳以上児	1,430	1,390	1,320	1,720	1,660	1,580		
	3歳児	1,650	1,570	1,470	1,970	1,880	1,760		
	1、2歳児	3,180	2,960	2,700	3,810	3,550	3,240		
	乳児	5,410	4,930	4,440	6,490	5,910	5,320		
その他地域	6 人 ～12 人	4歳以上児	3,970	3,780	3,720	4,770	4,540	4,460	
		3歳児	4,190	3,960	3,870	5,020	4,750	4,640	
		1、2歳児	5,690	5,330	5,070	6,820	6,390	6,080	

		乳児	7, 830	7, 240	6, 810	9, 390	8, 680	8, 170
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	2, 660	2, 510	2, 430	3, 190	3, 000	2, 910
		3 歳児	2, 870	2, 690	2, 580	3, 440	3, 230	3, 090
		1、2 歳児	4, 370	4, 060	3, 780	5, 240	4, 860	4, 530
		乳児	6, 510	5, 960	5, 520	7, 810	7, 160	6, 620
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	2, 350	2, 330	2, 250	2, 820	2, 790	2, 700
		3 歳児	2, 570	2, 510	2, 400	3, 080	3, 000	2, 880
		1、2 歳児	4, 060	3, 870	3, 600	4, 870	4, 640	4, 320
		乳児	6, 210	5, 780	5, 340	7, 440	6, 930	6, 400
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	1, 860	1, 810	1, 740	2, 230	2, 180	2, 080
		3 歳児	2, 080	1, 990	1, 890	2, 480	2, 390	2, 260
		1、2 歳児	3, 580	3, 360	3, 090	4, 290	4, 020	3, 700
		乳児	5, 720	5, 270	4, 830	6, 860	6, 320	5, 790
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	1, 800	1, 750	1, 680	2, 160	2, 100	2, 010
		3 歳児	2, 010	1, 930	1, 830	2, 410	2, 320	2, 190
		1、2 歳児	3, 510	3, 300	3, 030	4, 220	3, 950	3, 630
		乳児	5, 660	5, 210	4, 770	6, 790	6, 250	5, 720
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	1, 590	1, 510	1, 470	1, 900	1, 810	1, 760
		3 歳児	1, 800	1, 690	1, 620	2, 160	2, 030	1, 940
		1、2 歳児	3, 300	3, 060	2, 820	3, 950	3, 660	3, 380
		乳児	5, 440	4, 960	4, 560	6, 520	5, 950	5, 470
	61 人～	4 歳以上児	1, 400	1, 360	1, 290	1, 680	1, 630	1, 540
		3 歳児	1, 620	1, 540	1, 440	1, 930	1, 840	1, 720
		1、2 歳児	3, 120	2, 900	2, 640	3, 740	3, 480	3, 160
		乳児	5, 260	4, 810	4, 380	6, 310	5, 770	5, 250

(1日13時間開所の事業所の場合)

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	1日13時間開所、週6日開所の場合			1日13時間開所、週7日開所の場合		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	5,310	5,000	4,920	6,370	6,000	5,900
		3歳児	5,590	5,260	5,140	6,710	6,310	6,160
		1、2歳児	7,700	7,090	6,700	9,240	8,500	8,040
		乳児	10,690	9,690	8,970	12,830	11,630	10,760
	13人 ～19人	4歳以上児	3,580	3,360	3,220	4,290	4,020	3,860
		3歳児	3,860	3,610	3,430	4,630	4,330	4,110
		1、2歳児	5,960	5,430	4,990	7,160	6,510	5,980
		乳児	8,960	8,040	7,260	10,750	9,650	8,710
	20人 ～30人	4歳以上児	3,280	3,220	3,080	3,930	3,850	3,690
		3歳児	3,580	3,460	3,290	4,290	4,150	3,940
		1、2歳児	5,670	5,290	4,850	6,800	6,340	5,820
		乳児	8,670	7,900	7,120	10,400	9,480	8,540
	31人 ～40人	4歳以上児	2,600	2,500	2,370	3,120	2,990	2,840
		3歳児	2,880	2,750	2,580	3,450	3,300	3,090
		1、2歳児	4,980	4,570	4,140	5,970	5,480	4,960
		乳児	7,980	7,190	6,410	9,570	8,620	7,690
	41人 ～50人	4歳以上児	2,480	2,390	2,300	2,970	2,860	2,760
		3歳児	2,780	2,640	2,510	3,330	3,170	3,010
		1、2歳児	4,870	4,470	4,070	5,840	5,360	4,880
		乳児	7,870	7,090	6,340	9,440	8,500	7,600
	51人 ～60人	4歳以上児	2,160	2,070	1,980	2,590	2,480	2,370
		3歳児	2,450	2,320	2,190	2,940	2,780	2,620
		1、2歳児	4,540	4,150	3,750	5,450	4,970	4,500
		乳児	7,550	6,760	6,020	9,060	8,120	7,220
	61人～	4歳以上児	1,940	1,850	1,770	2,330	2,220	2,120
		3歳児	2,230	2,110	1,980	2,670	2,520	2,370
		1、2歳児	4,330	3,930	3,540	5,200	4,720	4,240
		乳児	7,330	6,540	5,810	8,790	7,840	6,970
16/100 地域	6人 ～12人	4歳以上児	5,200	4,890	4,820	6,240	5,870	5,780
		3歳児	5,480	5,150	5,030	6,570	6,180	6,030
		1、2歳児	7,510	6,930	6,550	9,010	8,320	7,860
		乳児	10,410	9,480	8,790	12,490	11,370	10,540
	13人 ～19人	4歳以上児	3,460	3,290	3,150	4,160	3,940	3,780
		3歳児	3,750	3,540	3,360	4,490	4,250	4,030
		1、2歳児	5,780	5,330	4,890	6,930	6,390	5,860
		乳児	8,670	7,870	7,120	10,400	9,450	8,540

	20 人 ～30 人	4 歳以上児	3, 180	3, 110	3, 010	3, 810	3, 720	3, 610
		3 歳児	3, 460	3, 360	3, 220	4, 160	4, 020	3, 860
		1、2 歳児	5, 480	5, 150	4, 750	6, 570	6, 180	5, 700
		乳児	8, 380	7, 690	6, 980	10, 050	9, 230	8, 370
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	2, 520	2, 430	2, 340	3, 020	2, 910	2, 800
		3 歳児	2, 810	2, 670	2, 550	3, 370	3, 210	3, 060
		1、2 歳児	4, 840	4, 470	4, 070	5, 810	5, 360	4, 880
		乳児	7, 730	7, 000	6, 310	9, 270	8, 400	7, 570
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	2, 410	2, 320	2, 230	2, 890	2, 780	2, 670
		3 歳児	2, 700	2, 570	2, 440	3, 240	3, 090	2, 920
		1、2 歳児	4, 730	4, 360	3, 970	5, 670	5, 230	4, 760
		乳児	7, 620	6, 900	6, 200	9, 140	8, 280	7, 440
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	2, 130	2, 040	1, 950	2, 550	2, 440	2, 340
		3 歳児	2, 410	2, 280	2, 160	2, 890	2, 730	2, 590
		1、2 歳児	4, 440	4, 080	3, 680	5, 330	4, 880	4, 410
		乳児	7, 330	6, 610	5, 920	8, 790	7, 930	7, 100
	61 人～	4 歳以上児	1, 900	1, 810	1, 730	2, 280	2, 180	2, 070
		3 歳児	2, 200	2, 070	1, 950	2, 640	2, 480	2, 340
		1、2 歳児	4, 220	3, 850	3, 470	5, 050	4, 620	4, 160
		乳児	7, 110	6, 400	5, 700	8, 530	7, 670	6, 840
15/100 地域	6 人～12 人	4 歳以上児	5, 170	4, 860	4, 780	6, 200	5, 830	5, 730
		3 歳児	5, 410	5, 120	4, 990	6, 490	6, 140	5, 980
		1、2 歳児	7, 440	6, 860	6, 520	8, 930	8, 240	7, 820
		乳児	10, 340	9, 410	8, 720	12, 400	11, 290	10, 460
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	3, 460	3, 250	3, 120	4, 160	3, 890	3, 740
		3 歳児	3, 720	3, 500	3, 330	4, 460	4, 200	3, 990
		1、2 歳児	5, 740	5, 260	4, 850	6, 880	6, 310	5, 820
		乳児	8, 630	7, 790	7, 050	10, 360	9, 350	8, 460
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	3, 140	3, 110	2, 970	3, 760	3, 720	3, 560
		3 歳児	3, 390	3, 360	3, 190	4, 060	4, 020	3, 820
		1、2 歳児	5, 410	5, 120	4, 710	6, 490	6, 140	5, 650
		乳児	8, 310	7, 650	6, 910	9, 970	9, 180	8, 290
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	2, 480	2, 390	2, 300	2, 970	2, 860	2, 760
		3 歳児	2, 740	2, 640	2, 510	3, 280	3, 170	3, 010
		1、2 歳児	4, 770	4, 400	4, 040	5, 720	5, 280	4, 840
		乳児	7, 660	6, 930	6, 240	9, 190	8, 320	7, 480
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	2, 410	2, 320	2, 230	2, 890	2, 780	2, 670
		3 歳児	2, 670	2, 570	2, 440	3, 200	3, 090	2, 920
		1、2 歳児	4, 690	4, 330	3, 970	5, 630	5, 190	4, 760
		乳児	7, 580	6, 860	6, 160	9, 090	8, 240	7, 390
		4 歳以上児	2, 090	1, 990	1, 910	2, 500	2, 390	2, 290

	51 人 ～60 人	3 歳児	2, 340	2, 250	2, 120	2, 810	2, 690	2, 540
		1、2 歳児	4, 370	4, 000	3, 650	5, 240	4, 800	4, 380
		乳児	7, 260	6, 540	5, 850	8, 710	7, 840	7, 020
	61 人～	4 歳以上児	1, 870	1, 780	1, 700	2, 240	2, 140	2, 040
		3 歳児	2, 130	2, 040	1, 910	2, 550	2, 440	2, 290
		1、2 歳児	4, 150	3, 780	3, 430	4, 970	4, 540	4, 110
		乳児	7, 040	6, 330	5, 630	8, 450	7, 590	6, 750
	6 人 ～12 人	4 歳以上児	5, 050	4, 790	4, 710	6, 060	5, 750	5, 650
		3 歳児	5, 310	5, 000	4, 920	6, 370	6, 000	5, 900
		1、2 歳児	7, 300	6, 760	6, 410	8, 760	8, 120	7, 690
		乳児	10, 110	9, 270	8, 580	12, 130	11, 120	10, 290
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	3, 390	3, 180	3, 080	4, 060	3, 810	3, 690
		3 歳児	3, 650	3, 390	3, 290	4, 370	4, 070	3, 940
		1、2 歳児	5, 640	5, 150	4, 780	6, 760	6, 180	5, 730
		乳児	8, 450	7, 650	6, 940	10, 130	9, 180	8, 320
12/100 地域	20 人 ～30 人	4 歳以上児	3, 070	3, 040	2, 900	3, 680	3, 640	3, 480
		3 歳児	3, 320	3, 250	3, 120	3, 980	3, 890	3, 740
		1、2 歳児	5, 310	5, 000	4, 600	6, 370	6, 000	5, 520
		乳児	8, 120	7, 510	6, 770	9, 750	9, 000	8, 120
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	2, 450	2, 360	2, 260	2, 940	2, 820	2, 710
		3 歳児	2, 700	2, 570	2, 480	3, 240	3, 090	2, 970
		1、2 歳児	4, 690	4, 330	3, 970	5, 630	5, 190	4, 760
		乳児	7, 510	6, 830	6, 130	9, 010	8, 200	7, 350
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	2, 340	2, 280	2, 190	2, 810	2, 730	2, 620
		3 歳児	2, 600	2, 500	2, 410	3, 120	2, 990	2, 890
		1、2 歳児	4, 590	4, 250	3, 900	5, 500	5, 100	4, 680
		乳児	7, 400	6, 760	6, 060	8, 880	8, 120	7, 270
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	2, 060	1, 960	1, 870	2, 460	2, 360	2, 240
		3 歳児	2, 300	2, 180	2, 090	2, 760	2, 610	2, 500
		1、2 歳児	4, 290	3, 930	3, 580	5, 150	4, 720	4, 290
		乳児	7, 110	6, 440	5, 740	8, 530	7, 720	6, 880
	61 人～	4 歳以上児	1, 830	1, 740	1, 660	2, 200	2, 090	1, 990
		3 歳児	2, 090	1, 960	1, 870	2, 500	2, 360	2, 240
		1、2 歳児	4, 080	3, 710	3, 360	4, 890	4, 450	4, 030
		乳児	6, 900	6, 220	5, 530	8, 280	7, 460	6, 630
10/100 地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	4, 980	4, 720	4, 640	5, 970	5, 660	5, 560
		3 歳児	5, 240	4, 930	4, 850	6, 280	5, 910	5, 820
		1、2 歳児	7, 190	6, 650	6, 340	8, 620	7, 970	7, 600
		乳児	9, 970	9, 130	8, 470	11, 960	10, 940	10, 160
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	3, 350	3, 150	3, 040	4, 010	3, 770	3, 640
		3 歳児	3, 610	3, 360	3, 260	4, 320	4, 020	3, 910

		1、2歳児	5,560	5,080	4,750	6,680	6,090	5,700
		乳児	8,350	7,550	6,870	10,010	9,050	8,240
	20 人 ～30 人	4歳以上児	3,020	2,960	2,870	3,630	3,550	3,440
		3歳児	3,280	3,180	3,080	3,930	3,810	3,690
		1、2歳児	5,240	4,890	4,570	6,280	5,870	5,480
		乳児	8,020	7,370	6,700	9,620	8,840	8,040
	31 人 ～40 人	4歳以上児	2,410	2,320	2,230	2,890	2,780	2,670
		3歳児	2,670	2,530	2,440	3,200	3,040	2,920
		1、2歳児	4,620	4,250	3,930	5,530	5,100	4,710
		乳児	7,400	6,720	6,060	8,880	8,060	7,270
	41 人 ～50 人	4歳以上児	2,300	2,250	2,160	2,760	2,690	2,590
		3歳児	2,560	2,460	2,370	3,070	2,940	2,840
		1、2歳児	4,510	4,180	3,860	5,410	5,000	4,630
		乳児	7,300	6,650	5,990	8,760	7,970	7,180
	51 人 ～60 人	4歳以上児	2,010	1,920	1,870	2,410	2,310	2,240
		3歳児	2,270	2,140	2,090	2,720	2,560	2,500
		1、2歳児	4,220	3,850	3,580	5,050	4,620	4,290
		乳児	7,000	6,330	5,700	8,400	7,590	6,840
	61 人～	4歳以上児	1,800	1,710	1,660	2,160	2,060	1,990
		3歳児	2,060	1,920	1,870	2,460	2,310	2,240
		1、2歳児	4,000	3,640	3,360	4,800	4,370	4,030
		乳児	6,790	6,120	5,490	8,140	7,340	6,580
6/100 地域	6 人 ～12 人	4歳以上児	4,870	4,610	4,530	5,840	5,530	5,430
		3歳児	5,130	4,820	4,710	6,150	5,780	5,650
		1、2歳児	7,000	6,510	6,200	8,400	7,810	7,440
		乳児	9,690	8,900	8,290	11,620	10,680	9,940
	13 人 ～19 人	4歳以上児	3,250	3,070	2,970	3,890	3,670	3,560
		3歳児	3,490	3,290	3,150	4,190	3,940	3,780
		1、2歳児	5,380	4,960	4,640	6,450	5,950	5,560
		乳児	8,050	7,370	6,730	9,660	8,840	8,070
	20 人 ～30 人	4歳以上児	2,920	2,890	2,800	3,500	3,470	3,360
		3歳児	3,180	3,110	2,970	3,810	3,720	3,560
		1、2歳児	5,050	4,790	4,460	6,060	5,750	5,350
		乳児	7,730	7,190	6,550	9,270	8,620	7,860
	31 人 ～40 人	4歳以上児	2,340	2,250	2,160	2,810	2,690	2,590
		3歳児	2,600	2,460	2,340	3,120	2,940	2,800
		1、2歳児	4,470	4,150	3,820	5,360	4,970	4,580
		乳児	7,160	6,540	5,920	8,580	7,840	7,100
	41 人 ～50 人	4歳以上児	2,230	2,180	2,090	2,670	2,610	2,500
		3歳児	2,480	2,390	2,260	2,970	2,860	2,710
		1、2歳児	4,370	4,080	3,750	5,240	4,880	4,500

3/100 地域	51 人 ～60 人	乳児	7, 040	6, 470	5, 850	8, 450	7, 760	7, 020
		4 歳以上児	1, 940	1, 880	1, 800	2, 330	2, 260	2, 160
		3 歳児	2, 200	2, 110	1, 980	2, 640	2, 520	2, 370
		1、2 歳児	4, 080	3, 780	3, 470	4, 890	4, 540	4, 160
		乳児	6, 760	6, 190	5, 560	8, 100	7, 420	6, 670
	61 人～	4 歳以上児	1, 760	1, 670	1, 590	2, 110	2, 000	1, 900
		3 歳児	2, 010	1, 880	1, 770	2, 410	2, 260	2, 120
		1、2 歳児	3, 890	3, 570	3, 260	4, 670	4, 280	3, 910
		乳児	6, 570	5, 970	5, 350	7, 890	7, 170	6, 420
	6 人～12 人	4 歳以上児	4, 770	4, 540	4, 460	5, 720	5, 450	5, 350
		3 歳児	5, 010	4, 750	4, 640	6, 010	5, 700	5, 560
		1、2 歳児	6, 830	6, 400	6, 090	8, 200	7, 670	7, 300
		乳児	9, 460	8, 730	8, 150	11, 350	10, 480	9, 780
	13 人 ～19 人	4 歳以上児	3, 210	3, 040	2, 940	3, 850	3, 640	3, 520
		3 歳児	3, 460	3, 250	3, 120	4, 160	3, 890	3, 740
		1、2 歳児	5, 270	4, 890	4, 570	6, 320	5, 870	5, 480
		乳児	7, 910	7, 230	6, 630	9, 490	8, 670	7, 950
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	2, 850	2, 820	2, 730	3, 420	3, 390	3, 270
		3 歳児	3, 100	3, 040	2, 900	3, 710	3, 640	3, 480
		1、2 歳児	4, 910	4, 680	4, 360	5, 890	5, 610	5, 230
		乳児	7, 550	7, 000	6, 410	9, 060	8, 400	7, 690
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	2, 270	2, 210	2, 120	2, 720	2, 640	2, 540
		3 歳児	2, 520	2, 430	2, 300	3, 020	2, 910	2, 760
		1、2 歳児	4, 330	4, 080	3, 750	5, 200	4, 880	4, 500
		乳児	6, 970	6, 400	5, 810	8, 360	7, 670	6, 970
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	2, 200	2, 110	2, 050	2, 640	2, 520	2, 460
		3 歳児	2, 450	2, 320	2, 230	2, 940	2, 780	2, 670
		1、2 歳児	4, 260	3, 960	3, 680	5, 110	4, 750	4, 410
		乳児	6, 900	6, 300	5, 740	8, 280	7, 550	6, 880
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	1, 900	1, 810	1, 770	2, 280	2, 180	2, 120
		3 歳児	2, 160	2, 040	1, 950	2, 590	2, 440	2, 340
		1、2 歳児	3, 970	3, 680	3, 400	4, 770	4, 420	4, 080
		乳児	6, 600	6, 000	5, 460	7, 920	7, 210	6, 550
	61 人～	4 歳以上児	1, 690	1, 640	1, 560	2, 020	1, 960	1, 870
		3 歳児	1, 940	1, 850	1, 730	2, 330	2, 220	2, 070
		1、2 歳児	3, 750	3, 500	3, 190	4, 490	4, 200	3, 820
		乳児	6, 390	5, 820	5, 240	7, 670	6, 980	6, 280
その他地域	6 人 ～12 人	4 歳以上児	4, 690	4, 470	4, 390	5, 630	5, 360	5, 260
		3 歳児	4, 940	4, 680	4, 570	5, 930	5, 610	5, 480
		1、2 歳児	6, 720	6, 300	5, 990	8, 050	7, 550	7, 180
		乳児	9, 250	8, 550	8, 040	11, 090	10, 260	9, 640

	13 人 ～19 人	4 歳以上児	3, 140	2, 960	2, 870	3, 760	3, 550	3, 440
		3 歳児	3, 390	3, 180	3, 040	4, 060	3, 810	3, 640
		1、2 歳児	5, 170	4, 790	4, 460	6, 200	5, 750	5, 350
		乳児	7, 700	7, 040	6, 520	9, 240	8, 450	7, 820
	20 人 ～30 人	4 歳以上児	2, 780	2, 750	2, 650	3, 330	3, 300	3, 180
		3 歳児	3, 020	2, 960	2, 830	3, 630	3, 550	3, 390
		1、2 歳児	4, 800	4, 570	4, 250	5, 760	5, 480	5, 100
		乳児	7, 330	6, 830	6, 310	8, 790	8, 200	7, 570
	31 人 ～40 人	4 歳以上児	2, 200	2, 140	2, 050	2, 640	2, 560	2, 460
		3 歳児	2, 450	2, 360	2, 230	2, 940	2, 820	2, 670
		1、2 歳児	4, 220	3, 960	3, 650	5, 050	4, 750	4, 380
		乳児	6, 760	6, 220	5, 700	8, 100	7, 460	6, 840
	41 人 ～50 人	4 歳以上児	2, 130	2, 070	1, 980	2, 550	2, 480	2, 370
		3 歳児	2, 380	2, 280	2, 160	2, 850	2, 730	2, 590
		1、2 歳児	4, 150	3, 890	3, 580	4, 970	4, 670	4, 290
		乳児	6, 680	6, 150	5, 630	8, 010	7, 370	6, 750
	51 人 ～60 人	4 歳以上児	1, 870	1, 780	1, 730	2, 240	2, 140	2, 070
		3 歳児	2, 130	1, 990	1, 910	2, 550	2, 390	2, 290
		1、2 歳児	3, 890	3, 610	3, 330	4, 670	4, 330	3, 990
		乳児	6, 430	5, 860	5, 380	7, 720	7, 030	6, 450
	61 人～	4 歳以上児	1, 660	1, 600	1, 520	1, 980	1, 910	1, 820
		3 歳児	1, 900	1, 810	1, 700	2, 280	2, 180	2, 040
		1、2 歳児	3, 680	3, 430	3, 120	4, 410	4, 120	3, 740
		乳児	6, 210	5, 680	5, 170	7, 440	6, 810	6, 200

1. 目的

保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（以下「処遇改善等加算Ⅱ」という。）を行うもの。

2. 加算対象施設

企業主導型保育事業を実施する全ての施設を対象とする。

3. 加算の認定

処遇改善等加算Ⅱの認定は、実施機関が行うこととする。実施機関は、認定結果を施設の設置者に通知することとする。

4. 加算に係る使途

企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金は、その使途を制限しないことを基本としているが、処遇改善等加算Ⅱに係る加算額については、1. の目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の賃金改善に充てるものとする。

5. 加算申請書の提出時期

加算の認定を受けようとする場合、実施機関の定める日までに、施設ごとに、加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）を企業主導型保育事業ポータル（<http://www.kigyounaihoiku.jp/>）の公金管理システム（以下「公金管理システム」という。）により、実施機関に提出するものとする。

6. 実施方法

(1) 加算対象職員数

- ① 加算額の算定に用いる職員の数については、下表の右欄により算出される人数（1人未満の端数がある場合には四捨五入する。）を基礎とし、これに、「人数A」については $1/3$ 、「人数B」については $1/5$ を乗じて得た人数とする（これらに1人未満の端数がある場合には四捨五入する。ただし、四捨五入した結果が「零」となる場合は「1」とする。）。また、下表の右欄による算出に当たって使用する年齢別児童数は、当該年度4月時点又は各月平均の年齢別児童数、各種加算の適用状況については当該年度4月時点（当該年度の4月時点で開所していない場合には、開所時点）における適用状況による。

施設の利用定員	算定の基礎となる職員数
19人以下	以下の（1）から（3）の合計に1.3を加えた人数 （1）年齢別配置基準による職員数 { 4歳以上児数$\times 1/30$（小数点第2位以下切り捨て）} + { 3歳児数$\times 1/20$（同） } + { 1、2歳児数$\times 1/6$（同） } + { 乳児数$\times 1/3$（同） } + 1（小数点第1位以下四捨五入） ※ 障害児保育加算を受けている場合、次の算式により算出された数 { 4歳以上児数（障害児保育加算算定対象児童を除く） $\times 1/30$（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））}

	$+ \{ 3 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/20 \text{ (同)} \}$ $+ \{ 1, 2 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/6 \text{ (同)} \}$ $+ \{ \text{乳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)} \} + 1$ $+ 1 \text{ (障害児保育加算による保育従事者)} = \text{配置基準上保育士} \cdot$ $\text{保育従事者数 (小数点第 1 位以下四捨五入)}$ (2) 週 7 日間開所の場合 0.5 (3) 食事の提供について自園調理以外の方法により行っている場合 $\Delta 1$
20 人以上	以下の (1) から (3) の合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、41 人以上の場合は 2.5 を加えた人数 (1) 年齢別配置基準による職員数 $\{ 4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)} \}$ $+ \{ 3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)} \} + \{ 1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)} \}$ $+ \{ \text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)} \} + 1 \text{ (小数点第 1 位以下四捨五入)}$ ※ 障害児保育加算を受けている場合、次の算式により算出された数 $\{ 4 \text{ 歳以上児数 (障害児保育加算算定対象児童を除く)} \}$ $\times 1/30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))}$ $+ \{ 3 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/20 \text{ (同)} \}$ $+ \{ 1, 2 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/6 \text{ (同)} \}$ $+ \{ \text{乳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)} \} + 1$ $+ 1 \text{ (障害児保育加算による保育従事者数)} = \text{配置基準上保育士} \cdot$ $\text{保育従事者数 (小数点第 1 位以下四捨五入)}$ (2) 週 7 日間開所の場合 0.5 (3) 食事の提供について自園調理以外の方法により行っている場合 定員 40 人以下 $\Delta 1$ 定員 41 人以上 $\Delta 2$

② 実施機関は、5. の規定により、「加算認定申請書 (処遇改善等加算Ⅱ)」を提出させ、加算の適用の可否及び適用する加算対象職員数を確認すること。

(2) 加算の要件

① 次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

ア 加算対象職員 (副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員をいう。以下同じ。) の基準年度 (当該施設において最初に処遇改善等加算Ⅱを取得した年度の前年度) における賃金 (基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金) に対して改善するものであること。

イ ⑪イにより算定される賃金改善見込額が、⑪アにより算定される加算見込額以上であること。

ウ ②から⑨を満たすものであること

② 副主任保育士、専門リーダー及びこれらに相当する職位 (以下「副主任保育士等」という。) 並びに職務分野別リーダー及びそれに相当する職位 (以下「職務分野別リーダー等」という。) については、発令や職務命令が行われていること。

③ 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等については、ア及びイの要件を満たすものとなっていること。ただし、経験年数に係る要件について、施設の職員の構成・状況を踏まえ、施設の判

断で柔軟な対応が可能であること。なお、職員の経験年数の算定に当たっては、ウのとおり取り扱うこと。

ア 副主任保育士等については、概ね7年以上の経験年数を有するとともに、7.（2）ア又はイに定める研修を修了していること（研修要件の適用時期は、7.（4）のとおりとする）。

イ 職務分野別リーダー等については、概ね3年以上の経験年数を有し、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー対応」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当するとともに、7.（3）ウに定める研修を修了していること（研修要件の適用時期は、7.（4）のとおりとする。）。

ウ 個々の職員の経験年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び同法第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設における経験年数を合算するものとする。

a) 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数

b) 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設における勤続年数

c) 児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数

d) 認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設（企業主導型保育施設を含む。）及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数

e) 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数（保健師、看護師又は准看護師に限る。）

④ 加算対象職員については、保育士に限るものではなく、看護師や調理員、栄養士、事務職員等も対象となること。

⑤ 副主任保育士等に係る賃金改善額は原則として月額4万円とすること。

ただし、施設における職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、月額4万円の賃金改善を行う職員数を1人以上確保（ただし、「人数A」に2分の1を乗じて得た人数が1人未満の場合は、確保することを要しない。）した上で、その他の技能・経験を有する職員（園長以外の管理職（主任保育士）、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に限る。）について月額5千円以上月額4万円未満の賃金改善額とすることができること。なお、園長以外の管理職（主任保育士）については、副主任保育士等の賃金とのバランス等を踏まえて必要な場合に限り処遇改善を行うことが可能であること。

⑥ 職務分野別リーダー等に係る賃金改善額は原則として月額5千円とすること。

ただし、その他の技能・経験を有する職員として、副主任保育士等にかかる加算額の配分を受ける場合は、月額5千円以上とすることができるが、その場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち最も低い額を超えないこと。また、職務分野別リーダー等の人数は、「人数B」以上とすること。

⑦ 令和6年度までの間の特例として、加算実績額の20%（10円未満の端数切捨て）については、同一事業実施者が設置した複数の企業主導型保育事業の間で費用配分を行うことができること。

⑧ 賃金改善が役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により行われるものであること（一時金は対象とならない。）。

⑨ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合

についてはこの限りではない。

- ⑩ 施設職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての施設職員に周知していること。
- ⑪ 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

ア 加算見込額

以下 a) 及び b) の合計額

a) 副主任保育士等

48,900 円×実施月数×人数A（千円未満の端数は切り捨て）

b) 職務分野別リーダー等

6,110 円×実施月数×人数B（千円未満の端数は切り捨て）

イ 賃金改善見込額

以下の a) 及び b) の合計額

a) 各施設において賃金改善実施期間における副主任保育士等及び園長以外の管理職（主任保育士）に係る賃金改善に要する見込額の総額（役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅲに係る賃金改善見込額（別紙2の6.（2）②イ及び別紙8の7.（2）カ）を除く。))

b) 各施設において賃金改善実施期間における職務分野別リーダー等に係る賃金改善に要する見込額の総額（役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅲに係る賃金改善見込額（別紙2の6.（2）②イ）及び別紙8の7.（2）カを除く。))

ウ 賃金改善を行う給与項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（手当又は基本給）及び金額を記載すること

エ 賃金改善実施期間

賃金改善を実施する月から当該年度の3月まで

オ 賃金改善を行う方法

加算対象職員ごとの職位の名称、職種、賃金改善の項目、賃金改善見込額の算出方法を具体的に記載すること

- ⑫ ⑬アの加算実績額（⑬キの受入実績額がある場合は、それを加えた額）と⑬オの賃金改善の実施に要した費用（⑬カの拠出実績額がある場合は、それを加えた額）の総額を比較して差額が生じた場合については、その全額を実施機関へ返還すること。

- ⑬ 年度終了後速やかに、実施機関に対して以下の事項を含んだ「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」を公金管理システムにより提出すること。

ア 加算実績額

当該年度における処遇改善等加算Ⅱの総額（実績）とする。

イ 「人数A」及び「人数B」の数

ウ 賃金改善実施期間

エ 実施した賃金改善の方法

オ エの実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅲに係る賃金改善額（別紙２の６．（２）⑤オ及び別紙８の７．（３）オ）を除く。）

次のａ）からｂ）を控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

- ａ）賃金改善を行った場合の副主任保育士等（園長以外の管理職（主任保育士）を含む。）及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅲに係る賃金改善額（別紙２の６．（２）⑤オ及び別紙８の７．（３）オ）を除く。カの抛出実績額がある場合は、それを加えた額。）
- ｂ）基準年度における賃金水準を適用した場合の副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅲに係る賃金改善額（別紙２の６．（２）⑤オ及び別紙８の７．（３）オ）を除く。）

カ 抛出実績額

クにより他の施設に抛出する費用の実績額

キ 受入実績額

クにより他の施設から抛出される費用の実績額

※ カ及びキがある場合には、事業者は、「同一事業者内における抛出実績額・受入実績額一覧表」を作成し、「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」の添付書類とすること。

ク アの加算実績額（キの受入実績額がある場合は、それを加えた額）とオの賃金改善の実施に要した費用（カの抛出実績額がある場合はそれを加えた額）の総額の差額（残額が生じた場合に限る。）

- ⑭ 本加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後５年間保管しておかなければならないこと。

７．研修の要件

（１）実施主体

実施主体は以下の者とする。

- ① 都道府県
- ② 「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の 6 による指定を受けた機関（市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）
- ③ 国及び国の委託を受けた事業者

（２）研修内容

ア 専門分野別研修

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援の 6 分野とし、それぞれの研修内容については、ガイドラインの別添 1 「分野別リーダー研修の内容」において、対応する分野毎に定める「ねらい」及び「内容」を満たすものとする。また、研修時間は各分野 15 時間以上とする。

イ マネジメント研修

ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において定めるマネジメント分野の「ねらい」及び「内容」を満たすものとし、研修時間は15時間以上とする。

(3) 対象者及び修了すべき研修分野

ア 副主任保育士

専門分野別研修のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修

イ 専門リーダー

専門分野別研修のうちの4以上の研修分野

ウ 職務分野別リーダー

専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野

※ 幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習のうち、都道府県が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を修了し、それらを複数組み合わせることで1つの分野の修了時間が計15時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したとみなすことができる。

(4) 研修修了要件の適用時期について

ア 副主任保育士、専門リーダー等

(3) ア又はイに定める研修修了要件については、令和8年度から適用することとし、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修は以下のとおりとすること。

- ・令和4年度までの間は研修修了要件を適用しない。
- ・令和5年度は、(2) ア又はイのうち1以上の研修分野の研修を修了すること。
- ・令和6年度は、(2) ア又はイのうち2以上の研修分野の研修を修了すること。
- ・令和7年度は、(2) ア又はイのうち3以上の研修分野の研修を修了すること。

イ 職務分野別リーダー等

(3) ウに定める研修修了要件については、令和6年度から適用することとし、令和5年度までの間は研修修了要件を適用しない。

なお、6.(2)⑤ただし書により、副主任保育士、専門リーダー等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、賃金の改善を行う職務分野別リーダーについても、令和6年度以降は、(3)ウに定める研修修了要件を満たす必要があること。

8. 虚偽等の場合の返還措置

施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、実施機関が当該施設に対して既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講ずることとする。

(別紙4)

基本分単価から控除する額（1人当たり月額）

年齢区分	利用者負担相当額
4歳以上児	23,100 円
3歳児	26,600 円
1、2歳児	37,000 円
0歳児	37,100 円

(単位：千円)

1 種目	2 基準額	3 対象経費																					
本体工事費	基準単価 <table><tr><th>定員</th><th>標準</th><th>都市部</th></tr><tr><td>20 名以下</td><td>80,300</td><td>88,400</td></tr><tr><td>21～30 名</td><td>84,200</td><td>92,700</td></tr><tr><td>31～40 名</td><td>98,000</td><td>107,800</td></tr><tr><td>41～70 名</td><td>111,700</td><td>122,900</td></tr><tr><td>71～100 名</td><td>145,100</td><td>159,600</td></tr><tr><td>101 名以上</td><td>174,000</td><td>192,000</td></tr></table>	定員	標準	都市部	20 名以下	80,300	88,400	21～30 名	84,200	92,700	31～40 名	98,000	107,800	41～70 名	111,700	122,900	71～100 名	145,100	159,600	101 名以上	174,000	192,000	企業主導型保育施設の整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、その額は工事費又は工事請負の2.6％に相当する額を限度とする。以下同じ。ただし、中小企業事業主が他の企業との共同設置、共同利用について、企業間で検討、相談、準備等を行う場合は、そのための事務費として左記の限度額に1,000 千円を加算した額を限度とする。）ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下、同じ。）
	定員	標準	都市部																				
	20 名以下	80,300	88,400																				
	21～30 名	84,200	92,700																				
	31～40 名	98,000	107,800																				
	41～70 名	111,700	122,900																				
	71～100 名	145,100	159,600																				
	101 名以上	174,000	192,000																				
	環境改善加算 11,380 児童の安全性を考慮する等、建物の入口周辺等を児童向けの環境に整備する場合に加算する。																						
特殊附帯工事加算 11,380 別紙6「3. 特殊附帯工事（資源有効活用整備費）の取扱いについて」に定める整備を行う場合に加算する。																							
設計料加算 基本単価の 5％（千円未満切り捨て）																							
開設準備費加算 解説準備に必要となる棚・下駄箱等（つくり付けのものに限る。）を整備するための費用として定員区分における基準額に定員数（増員の場合は増加定員数）を乗じた額を加算する。 定員 20 名以下 41 定員 21～30 名 31 定員 31～40 名 27 定員 41～70 名 23 定員 71～100 名 19 定員 101 名以上 14																							
土地借料加算 18,200 新たに土地を貸借して建物を整備する場合に加算する（工事着工から工事完了までの期間に限る。）。																							
地域交流・一時預かりスペース加算 保育施設の持つ専門性を生かした地域の子育て支援を行う地域交流スペース又は預かりサービス（一般型）の専用スペースを整備する場合に加算する。 標準 2,630 都市部 2,880																							

	病児保育スペース加算 病児保育に必要な保育室及び安静室等を整備する場合に加算する。 標準 20,970 都市部 23,000	
	共同設置・共同利用連携加算 1,000 中小企業事業主が他の企業との共同設置、共同利用について、企業間で検討、相談、準備等を行う場合に加算する。	
解体撤去工事費	【解体撤去工事費】 定員 20 名以下 1,769 定員 21～30 名 2,006 定員 31～40 名 2,676 定員 41～70 名 3,368 定員 71～100 名 4,750 定員 101 名以上 5,701	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
仮施設整備費	【仮施設整備工事費】 定員 20 名以下 3,153 定員 21～30 名 3,846 定員 31～40 名 4,664 定員 41～70 名 6,478 定員 71～100 名 9,781 定員 101 名以上 11,662	

※ 平成 27 年10 月 1 日現在（国勢調査）の人口密度が、1,000 人／km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準基準額を適用する。

※ 平成 28 年3 月 31 日より事業所内保育施設を実施している者が定員を増加（4 人以下）する場合には、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除し、整備後の総定員数の規模に乗じて得た額を基準額とする。

改修支援加算の取扱いについて

1. 対象事業

区分	内容
(1) 施設の一部改修	企業主導型保育事業の実施に当たり、改修が必要となった居室等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	企業主導型保育事業の実施に当たり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替え	企業主導型保育事業の実施に当たり必要となる ① 狭隘な居室を利用児童のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	企業主導型保育事業の実施に当たり必要となる ① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	企業主導型保育事業の実施に当たり、消防法設備等（スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備を除く。）について、新たに必要となる設備の整備
(6) 特殊附帯工事	建物に固定して一体的に整備する工事
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 地震防災対策上必要な補強改修工事 ③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備
(8) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

2. 対象基準

- (1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額が次により算出された金額以上のものであり、かつ、500万円以上であること。

施設延面積（基準面積 {m²}）×4,000 円

- (2) アスベスト処理工事については、原則として、1施設の総事業費が30万円以上のものとする。
- (3) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
- (4) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

3. 特殊附帯工事（資源有効活用整備費）の取扱いについて

(1) 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

① 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

② 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

③ ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

④ 消融雪設備整備

建物に固定して一体的に整備する消融雪設備（企業主導型保育施設が、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に規定する特別豪雪地域に設置される場合に限る。）

⑤ その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(別紙 7)

中小企業事業主は当該年度の 4 月 1 日における「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する従業員の数（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。以下同じ。）」のいずれかが下表に該当するものとし、会社法上の会社、個人又は士業を規定する法律に基づく士業法人（弁護士法人、監査法人、税理士法等）以外の事業主（社会福祉法人、医療法人、一般法人、公益法人、学校法人等）については、「常時使用する従業員の数」により判定する。

下表

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建造業、運搬業 その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

処遇改善等加算Ⅲについて

1. 目的

職員の賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な提供に資するものとする。

2. 加算内容

職員に対しての賃金改善を行う施設に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を加算する(非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。)。

3. 加算対象施設

企業主導型保育事業を実施する全ての施設を対象とする。

4. 加算の認定

処遇改善等加算Ⅲの認定は、実施機関が行うこととする。実施機関は、認定結果を施設の設置者に通知することとする。

5. 加算に係る使途

企業主導型保育事業(運営費)に係る助成金は、その使途を制限しないことを基本としているが、本加算に係る加算額については、1. の目的に鑑み、確実に職員の賃金改善に充てるものとする。

6. 加算申請書の提出時期

加算の認定を受けようとする場合、実施機関の定める日までに、施設ごとに、加算認定申請書(処遇改善等加算Ⅲ)及び事業計画書を企業主導型保育事業ポータル(<http://www.kigyounaihoiku.jp/>)の公金管理システム(以下「公金管理システム」という。)により、実施機関に提出するものとする。

7. 実施方法

(1) 加算対象職員数

- ① 加算額の算定に用いる職員の数については、下表により算出される人数(1人未満の端数がある場合には四捨五入する。)を基礎とし、また、下表 a の算出に当たって使用する年齢別児童数は、加算当年度の「助成申請(もしくは助成決定時)における賃金改善実施期間の各月在籍見込み児童数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数」を用い、下表 b～c 加算等の適用状況については当該年度4月時点により判断すること。

対象人数の算出の基礎となる職員数

以下の a～c の合計に、定員 30 人以下の場合は 4.5、定員 31～40 人以下の場合は 4.2、定員 41～90 人の場合は 5.4、定員 91～150 人の場合は 5.1、定員 151 人以上の場合は 6.3 を加えて得た人数

a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数に 1.3 を乗じて得た数

$\{4\text{歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ (小数点第1位以下四捨五入)

b 夜間保育加算を受けている場合 2.7

c 専任の施設長を配置していない場合 △1

② 実施機関は、6. の規定により、「加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅲ）」を提出させ、加算の適用の可否及び適用する加算対象職員数を確認すること。

(2) 加算の要件

次の要件を満たす「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」を提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知すること。また、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの申請を行うものは、「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」の添付資料として、「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱ）」の写しを添付すること。

ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- i 職員（法人の役員を兼務している施設長を除く。）に係る賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。
- ii 職員の賃金見込総額のうち処遇改善等加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。また、処遇改善等加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の賃金改善を実施する月からその後の最初の3月までをいう。

ウ 「賃金改善等見込総額」とは、「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

エ 「賃金改善見込総額」とは、職員に係る「賃金改善見込額」を合算して得た額をいう。

オ 「事業主負担増加見込総額」とは、職員に係る「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の＜算式＞により算定することを標準とする。

＜算式＞

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×
「加算当年度の賃金改善見込額」

カ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る見込賃金（処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱによる賃金の改善見込み額（別紙2の6.（2）②イ及び別紙3の6.（2）①イ）を除く。）のうち、その水準が当該職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

キ 「賃金見込総額」とは、職員について「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ク 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る見込賃金（処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱによる賃金の改善見込み額（別紙2の6.（2）②イ及び別紙3の6.（2）①イ）を除く。）をいう。

ケ 「起点賃金水準」とは、令和4年度の賃金水準（保育士等処遇改善臨時加算（単価改定対応部分は除く）を除く）とする。ただし施設において基準年度を令和4年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。

コ 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち、以下により算定した額※をいう。

「加算当年度の単価（11,000円）」×「加算当年度の処遇改善等加算Ⅲ算定対象人数」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

※ 施設間で加算見込額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拋出）見込額が基準年度の受入（拋出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。

サ 「見込平均利用子ども数」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月初日の利用子ども数の見込数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数をいう。利用子ども数の見込数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

（３）実績報告に係る要件

加算当年度の翌年度速やかに、次の要件を満たす「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）」を実施機関に提出すること。

ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- i 職員に係る賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。また、賃金改善等実績総額が加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を返還すること。
- ii 職員の支払賃金のうち処遇改善等加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算額を下回っていないこと。また、処遇改善等加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。

イ 「賃金改善等実績総額」とは、「賃金改善実績総額」と「事業主負担増加相当総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ウ 「賃金改善実績総額」とは、職員に係る「賃金改善実績額」を合算して得た額をいう。

エ 「事業主負担増加相当総額」とは、職員に係る「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額をいい、次の＜算式＞により算定することを標準とする。

＜算式＞

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×
「加算当年度の賃金改善実績額」

オ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る支払賃金（処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱによる賃金の改善額を除く。）のうち、その水準が当該職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

カ 「支払賃金総額」とは、職員について「支払賃金額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

キ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る支払賃金（当該年度における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱによる賃金の改善額を除く。）をいう。

ク 「起点賃金水準」とは、令和4年度の賃金水準（保育士等処遇改善臨時加算（単価改定対応部分は除く）を除く）とする。ただし、施設において基準年度を令和4年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。

ケ 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち処遇改善等加算Ⅲに係る額として、以下により算定した額※をいう。

「加算当年度の単価（11,000円）」×「加算当年度の処遇改善等加算Ⅲ算定対象人数」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

※ 施設間で加算実績額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拋出）実績額が基準年度の受入（拋出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。

8. 加算見込額の算定

加算見込額は、施設ごとに、以下の算式により算定すること。

11,000 円 × 加算対象職員数 ÷ 各月初日の利用子ども数※

※ 各月初日の利用子どもの単価に加算

9. 実績報告手続等

- (1) 施設は、年度終了後速やかに、実施機関に対して事業実績報告書を公金管理システムにより提出すること。
- (2) 本加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

10. 留意事項

- (1) 事業実績報告書等により、施設において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、加算額の全部又は一部について返還させる。
- (2) 処遇改善等加算Ⅲによる賃金改善については、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。
- (3) 加算額については、複数の施設の助成決定を受けた事業実施者である場合は、同一事業実施者が設置した複数の施設間で配分を行うことができること。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設の加算実績額により、実績報告書を作成することとする。その際、施設ごとの内訳表を添付すること。

11. 虚偽等の場合の返還措置

施設が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、実施機関が当該施設に対して既に支給した加算額の全部又は一部の返還措置を講じることとする。

障害児保育加算について

(1) 加算の要件

障害児（軽度障害児を含む。）（※1）を2人以上受け入れる施設において、当該障害児のうち2人（※2）に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算定すること。

障害児の保育を行う保育従事者は、実施機関が定める「障害児保育」の研修を修了した者であるか、当該研修を終了した者の指揮・監督下において保育を行う者であること。

（※1）身体障害者手帳の他、特別児童扶養手当の受給者証や児童発達支援事業所等の障害児支援サービスの受給者証等により障害の事実が把握可能な者。

（※2）障害児を3人以上受け入れている場合は、加算算定対象とする障害児2人を各施設が任意で選定することとする。

<算式>

$$\{4 \text{ 歳以上児数 (障害児保育加算算定対象児童を除く)} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \} + \{3 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/20 \text{ (同)} \} + \{1、2 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{ \text{乳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)} \} + 1 + 1 \text{ (当加算による保育従事者)} = \text{配置基準上保育士・保育従事者数 (小数点第1位以下四捨五入)}$$

(2) 加算の認定

ア 加算の認定は、実施機関が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、対象子ども、利用子ども数（見込み）及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。実施機関は、認定結果を施設・事業者に通知することとする。

イ 実施機関は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 障害児保育加算額

※ 加算算定対象児童の単価に加算

(1日11時間開所の事業所の場合)

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	障害児保育加算 (1 日11 時間開所、週 6 日開所の場合)			左記にかかる処遇改善加算Ⅰ		
			保育士比率 100%	保育士比率 75%	保育士比率 50%	保育士比率 100%	保育士比率 75%	保育士比率 50%
20/100 地域	全定員共通	4 歳以上児	220,600	194,800	169,010	6,510	5,810	5,100
		3 歳児	212,720	187,850	162,980	6,270	5,600	4,920
		1、2 歳児	157,570	139,140	120,720	4,650	4,150	3,640
		乳児	78,780	69,560	60,360	2,320	2,070	1,820
16/100 地域		4 歳以上児	213,960	189,820	165,690	6,300	5,650	5,000
		3 歳児	206,320	183,040	159,780	6,070	5,450	4,820
		1、2 歳児	152,830	135,590	118,350	4,500	4,030	3,570
		乳児	76,410	67,790	59,170	2,250	2,010	1,780
15/100 地域		4 歳以上児	212,300	188,580	164,860	6,240	5,610	4,970
		3 歳児	204,720	181,840	158,970	6,020	5,410	4,800
		1、2 歳児	151,640	134,700	117,760	4,460	4,000	3,550
		乳児	75,810	67,340	58,880	2,230	2,000	1,770
12/100 地域		4 歳以上児	207,320	184,850	162,370	6,090	5,490	4,900
		3 歳児	199,910	178,240	156,570	5,870	5,290	4,720
		1、2 歳児	148,080	132,030	115,980	4,350	3,920	3,500
		乳児	74,040	66,010	57,980	2,170	1,960	1,750
10/100 地域		4 歳以上児	204,000	182,360	160,710	5,980	5,410	4,840
		3 歳児	196,710	175,840	154,970	5,770	5,220	4,670
		1、2 歳児	145,720	130,250	114,790	4,270	3,860	3,460
		乳児	72,850	65,120	57,390	2,130	1,930	1,730
6/100 地域		4 歳以上児	197,360	177,380	157,390	5,770	5,260	4,740
		3 歳児	190,310	171,040	151,770	5,570	5,070	4,570
		1、2 歳児	140,970	126,700	112,420	4,120	3,750	3,380
		乳児	70,480	63,340	56,210	2,060	1,870	1,690
3/100 地域		4 歳以上児	192,380	173,640	154,900	5,610	5,140	4,660
		3 歳児	185,510	167,440	149,360	5,410	4,950	4,490
		1、2 歳児	137,410	124,030	110,640	4,010	3,670	3,330
		乳児	68,700	62,010	55,310	2,000	1,830	1,660
その他地域		4 歳以上児	187,400	169,900	152,410	5,460	5,020	4,580
		3 歳児	180,700	163,830	146,970	5,260	4,840	4,420
		1、2 歳児	133,850	121,360	108,870	3,900	3,580	3,270
		乳児	66,920	60,670	54,430	1,950	1,790	1,630

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	障害児保育加算 (1 日11 時間開所、週 7 日開所の場合)			左記にかかる処遇改善加算Ⅰ		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	全定員共通	4 歳以上児	264, 720	233, 760	202, 810	7, 810	6, 970	6, 120
		3 歳児	255, 260	225, 420	195, 570	7, 520	6, 720	5, 900
		1、2 歳児	189, 080	166, 960	144, 860	5, 580	4, 980	4, 370
		乳児	94, 530	83, 470	72, 430	2, 780	2, 480	2, 180
16/100 地域		4 歳以上児	256, 750	227, 780	198, 820	7, 560	6, 780	6, 000
		3 歳児	247, 580	219, 640	191, 730	7, 280	6, 540	5, 780
		1、2 歳児	183, 390	162, 700	142, 020	5, 400	4, 840	4, 280
		乳児	91, 690	81, 340	71, 000	2, 700	2, 410	2, 140
15/100 地域		4 歳以上児	254, 760	226, 290	197, 830	7, 490	6, 730	5, 960
		3 歳児	245, 660	218, 200	190, 760	7, 220	6, 490	5, 760
		1、2 歳児	181, 960	161, 640	141, 310	5, 350	4, 800	4, 260
		乳児	90, 970	80, 800	70, 650	2, 680	2, 400	2, 120
12/100 地域		4 歳以上児	248, 780	221, 820	194, 840	7, 310	6, 590	5, 880
		3 歳児	239, 890	213, 880	187, 880	7, 040	6, 350	5, 660
		1、2 歳児	177, 690	158, 430	139, 170	5, 220	4, 700	4, 200
		乳児	88, 840	79, 210	69, 570	2, 600	2, 350	2, 100
10/100 地域		4 歳以上児	244, 800	218, 830	192, 850	7, 180	6, 490	5, 810
		3 歳児	236, 050	211, 000	185, 960	6, 920	6, 260	5, 600
		1、2 歳児	174, 860	156, 300	137, 740	5, 120	4, 630	4, 150
		乳児	87, 420	78, 140	68, 860	2, 560	2, 320	2, 080
6/100 地域		4 歳以上児	236, 830	212, 850	188, 860	6, 920	6, 310	5, 690
		3 歳児	228, 370	205, 240	182, 120	6, 680	6, 080	5, 480
		1、2 歳児	169, 160	152, 040	134, 900	4, 940	4, 500	4, 060
		乳児	84, 570	76, 000	67, 450	2, 470	2, 240	2, 030
3/100 地域		4 歳以上児	230, 850	208, 360	185, 880	6, 730	6, 170	5, 590
		3 歳児	222, 610	200, 920	179, 230	6, 490	5, 940	5, 390
		1、2 歳児	164, 890	148, 830	132, 760	4, 810	4, 400	4, 000
		乳児	82, 440	74, 410	66, 370	2, 400	2, 200	1, 990
その他地域		4 歳以上児	224, 880	203, 880	182, 890	6, 550	6, 020	5, 500
		3 歳児	216, 840	196, 590	176, 360	6, 310	5, 810	5, 300
		1、2 歳児	160, 620	145, 630	130, 640	4, 680	4, 300	3, 920
		乳児	80, 300	72, 800	65, 310	2, 340	2, 150	1, 960

(1日13時間開所の事業所の場合)

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	障害児保育加算			左記にかかる処遇改善加算Ⅰ		
			(1 日13 時間開所、週 6 日開所の場合)					
			保育士比率 100%	保育士比率 75%	保育士比率 50%	保育士比率 100%	保育士比率 75%	保育士比率 50%
20/100 地域	全定員共通	4 歳以上児	260,700	230,210	199,730	7,690	6,860	6,020
		3 歳児	251,390	222,000	192,610	7,410	6,610	5,810
		1、2 歳児	186,210	164,430	142,660	5,490	4,900	4,300
		乳児	93,100	82,200	71,330	2,740	2,440	2,150
16/100 地域		4 歳以上児	252,860	224,330	195,810	7,440	6,670	5,900
		3 歳児	243,830	216,320	188,830	7,170	6,440	5,690
		1、2 歳児	180,610	160,240	139,860	5,310	4,760	4,210
		乳児	90,300	80,110	69,920	2,650	2,370	2,100
15/100 地域		4 歳以上児	250,900	222,860	194,830	7,370	6,630	5,870
		3 歳児	241,940	214,900	187,870	7,110	6,390	5,670
		1、2 歳児	179,210	159,190	139,170	5,270	4,720	4,190
		乳児	89,590	79,580	69,580	2,630	2,360	2,090
12/100 地域		4 歳以上児	245,010	218,450	191,890	7,190	6,480	5,790
		3 歳児	236,250	210,640	185,030	6,930	6,250	5,570
		1、2 歳児	175,000	156,030	137,060	5,140	4,630	4,130
		乳児	87,500	78,010	68,520	2,560	2,310	2,060
10/100 地域		4 歳以上児	241,090	215,510	189,930	7,060	6,390	5,720
		3 歳児	232,470	207,810	183,140	6,810	6,160	5,510
		1、2 歳児	172,210	153,930	135,660	5,040	4,560	4,080
		乳児	86,090	76,960	67,820	2,510	2,280	2,040
6/100 地域		4 歳以上児	233,240	209,630	186,000	6,810	6,210	5,600
		3 歳児	224,910	202,130	179,360	6,580	5,990	5,400
		1、2 歳児	166,600	149,730	132,860	4,860	4,430	3,990
		乳児	83,290	74,850	66,430	2,430	2,210	1,990
3/100 地域		4 歳以上児	227,350	205,210	183,060	6,630	6,070	5,500
		3 歳児	219,230	197,880	176,510	6,390	5,850	5,300
		1、2 歳児	162,390	146,580	130,750	4,730	4,330	3,930
		乳児	81,190	73,280	65,360	2,360	2,160	1,960
その他地域		4 歳以上児	221,470	200,790	180,120	6,450	5,930	5,410
		3 歳児	213,550	193,610	173,690	6,210	5,720	5,220
		1、2 歳児	158,180	143,420	128,660	4,600	4,230	3,860
		乳児	79,080	71,700	64,320	2,300	2,110	1,920

(単位：円)

地域区分	定員区分	年齢区分	障害児保育加算 (1 日13 時間開所、週 7 日開所の場合)			左記にかかる処遇改善加算Ⅰ		
			保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率	保育士比率
			100%	75%	50%	100%	75%	50%
20/100 地域	全定員共通	4 歳以上児	312, 840	276, 250	239, 670	9, 220	8, 230	7, 220
		3 歳児	301, 660	266, 400	231, 130	8, 890	7, 930	6, 970
		1、2 歳児	223, 450	197, 310	171, 190	6, 580	5, 880	5, 160
		乳児	111, 720	98, 640	85, 590	3, 280	2, 920	2, 580
16/100 地域		4 歳以上児	303, 430	269, 190	234, 970	8, 920	8, 000	7, 080
		3 歳児	292, 590	259, 580	226, 590	8, 600	7, 720	6, 820
		1、2 歳児	216, 730	192, 280	167, 830	6, 370	5, 710	5, 050
		乳児	108, 360	96, 130	83, 900	3, 180	2, 840	2, 520
15/100 地域		4 歳以上児	301, 080	267, 430	233, 790	8, 840	7, 950	7, 040
		3 歳児	290, 320	257, 880	225, 440	8, 530	7, 660	6, 800
		1、2 歳児	215, 050	191, 020	167, 000	6, 320	5, 660	5, 020
		乳児	107, 500	95, 490	83, 490	3, 150	2, 830	2, 500
12/100 地域		4 歳以上児	294, 010	262, 140	230, 260	8, 620	7, 770	6, 940
		3 歳児	283, 500	252, 760	222, 030	8, 310	7, 500	6, 680
		1、2 歳児	210, 000	187, 230	164, 470	6, 160	5, 550	4, 950
		乳児	105, 000	93, 610	82, 220	3, 070	2, 770	2, 470
10/100 地域		4 歳以上児	289, 300	258, 610	227, 910	8, 470	7, 660	6, 860
		3 歳児	278, 960	249, 370	219, 760	8, 170	7, 390	6, 610
		1、2 歳児	206, 650	184, 710	162, 790	6, 040	5, 470	4, 890
		乳児	103, 300	92, 350	81, 380	3, 010	2, 730	2, 440
6/100 地域		4 歳以上児	279, 880	251, 550	223, 200	8, 170	7, 450	6, 720
		3 歳児	269, 890	242, 550	215, 230	7, 890	7, 180	6, 480
		1、2 歳児	199, 920	179, 670	159, 430	5, 830	5, 310	4, 780
		乳児	99, 940	89, 820	79, 710	2, 910	2, 650	2, 380
3/100 地域		4 歳以上児	272, 820	246, 250	219, 670	7, 950	7, 280	6, 600
		3 歳児	263, 070	237, 450	211, 810	7, 660	7, 020	6, 360
		1、2 歳児	194, 860	175, 890	156, 900	5, 670	5, 190	4, 710
		乳児	97, 420	87, 930	78, 430	2, 830	2, 590	2, 350
その他地域		4 歳以上児	265, 760	240, 940	216, 140	7, 740	7, 110	6, 490
		3 歳児	256, 260	232, 330	208, 420	7, 450	6, 860	6, 260
		1、2 歳児	189, 810	172, 100	154, 390	5, 520	5, 070	4, 630
		乳児	94, 890	86, 040	77, 180	2, 760	2, 530	2, 300

医療的ケア児保育支援加算

1. 加算の目的

人工呼吸器を装着している児童その他日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、企業主導型保育施設の利用を希望し施設へ在籍する場合に、受入れが可能となるよう、企業主導型保育施設の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2. 加算の内容

企業主導型保育施設に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 10 条第 1 項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させた上で、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、企業主導型保育事業保育施設において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業

3. 実施方法

（1）対象児童

第 3 の 2. （ 2 ） に該当する医療的ケア児で、医療機関及び都道府県又は市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）において、集団保育が可能であると認めた実態を、実施機関が確認した児童で、障害児保育加算の対象となっていないこと。

※対象児童の在籍があることを加算の要件とする。

（2）加算対象等

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の①を実施するとともに、②から③までの取組を複合的に実施するよう努めること。

- ① 医療的ケア児の在籍がある企業主導型保育施設が、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。本加算により配置する職員は、第 3 の 2. （ 4 ） に定める職員、その他この要綱による加算対象職員と重複しないこと。なお、医療機関等に勤務する看護師等の派遣を受ける方法も可能とする。

（加算額）

ア 1 名の医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置して医療的ケアを行う場合

年額 5,290,000 円

イ 1 名の医療的ケア児を受け入れ、認定特定行為業務従事者である保育士等が医療的ケアを行う場合

年額 4,950,000 円

上記に加え、2 名以上の医療的ケア児の受け入れを行い、看護師等を複数配置している場合は、年額 5,290,000 円を、認定特定行為業務従事者である保育士等を複数配置している場合は、年額 4,950,000 円を加算する。

- ② 医療的ケア児の在籍がある企業主導型保育施設において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する次に掲げる取組を実施す

る。

ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助

イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助
(加算額)

年額 300,000 円

- ③ 医療的ケア児の在籍がある企業主導型保育施設において、看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。

(加算額)

年額 2,232,000 円

①から③について、実際に支出した額の合計額が加算額の合計額に満たない場合は、実際に支出した額を上限とし、残額は返還するものとする。なお、当該加算に係る実際の支出額については、個別に費目明細を明示できるよう支出管理をしておくこと。

(3) 留意事項

本加算は、企業主導型保育施設において、単に(2)①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、企業主導型保育施設における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、次の①から③までに掲げる事項について十分留意して実施すること。

- ① 医療的ケア児の受入れに当たっては、企業主導型保育施設において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医療機関、都道府県等職員等の意見を聴取し、受入の可否を判断するとともに、保育内容については、医療機関等と連携し、集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。
- ② 医療的ケア児の受入れの検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることにも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。
- ③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めること。

4. 加算の認定

加算の認定は、実施機関が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、対象医療的ケア児及び医療的ケアに従事する職員の情報、加算の適用年月、対象医療的ケア児及び医療的ケアに従事する職員の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して、要件の適合状況を確認すること。実施機関は、認定結果を施設・事業者に通知することとする。

認定にあたり、実施機関において、企業主導型保育施設における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行うとともに、企業主導型保育施設における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し審査を行う。